

決算審査特別委員会

平成25年9月11日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町第一会議室

議長

中西和夫

委員長

嶋田善行

副委員長

伴吉晴

出席委員

宮崎和彦

小林誠

小野隆雄

坂口徹

木澤正男

理事者出席

町長

小城利重

副町長

池田善紀

教育長

清水建也

総務部長

乾善亮

総務課長

黒崎益範

企画財政課長

面巻昭男

税務課長

加藤惠三

住民生活部長

植村俊彦

福祉課長

本庄徳光

国保医療課長

寺田良信

健康対策課長

西梶浩司

環境対策課長

栗本公生

住民課長

清水昭雄

都市建設部長

藤川岳志

建設課長

川端伸和

同課長補佐

猪川恭弘

同課長補佐

岡村智生

観光産業課長

清水修一

同課長補佐

手塚仁

都市整備課長

井上貴至

同課長補佐

関口修

会計管理者

西川肇

教委総務課長

山崎善之

同係長

竹田敏伯

同係長

吉川勝治

生涯学習課長

佃田眞規

同課長補佐

東浦寿也

同係長

荒木浩司

上下水道部長

谷口裕司

下水道課長

上田俊雄

議会事務局職員

議会事務局長

藤原伸宏

係長

大塚美季

(午前9時00分 開議)

○嶋田委員長 おはようございます。

ただいまから再開し、直ちに本日の会議を開きます。

昨日に続きまして、都市建設部、第7款土木費についての説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第7款土木費につきまして説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出決算書の116ページから127ページで、主要な施策の成果報告書の233ページから252ページとなっています。

土木費全体といたしましては、予算現額9億8,002万3,000円に対しまして、決算額8億2,178万8,910円で、執行率は83.8%となっています。

施策の成果報告書の233ページでございます。

第1項土木管理費、第1目土木総務費であります。

予算現額7,103万8,000円に対し、決算額6,899万362円で、執行率は97.1%となっています。

主なものは、人件費でございます。その他には、土木工事に係る設計及び積算を行うためのパソコン活用経費や道路・河川の整備促進などを目的とした、各種協議会への負担金などとなっています。

続きまして、第2項道路橋りょう費であります。

歳入歳出決算書の116ページでございます。予算現額3億2,316万6,000円に対し、決算額2億250万3,603円で、執行率は62.6%となっています。

第1目道路維持費であります、主要な施策の成果報告書の234ページから235ページでございます。予算現額1億2,061万8,000円に対しまして、決算額9,701万7,312円で、執行率は80.4%となっています。

町道などを安全で快適に利用していただくため、維持管理に要する経費であります。また、道路敷地の権利整理にともなう、未登記整理の委託料などとなっています。

また、道路台帳等システムの構築といたしまして、道路管理の適正化と窓口業務の迅速化を図るため、道路台帳の電子データ化を進めたところでございます。

次に、第2目道路新設改良費であります。主要な施策の成果報告書の236ページから237ページでございます。予算現額2億55万3,000円に対しまして、決算額1億375万3,791円で、執行率は51.7%となっています。

地域の生活道路における幅員の狭いところの改修が必要な道路の改良工事が主な執行内容となっておりまして、7路線、延長231メートルを改良したところでございます。

また、目安地区につきましては、24年度、25年度の2か年の継続事業といたしまして、また白石畑地区につきましても繰越事業として整備を進めております。

次に、238ページ、第3目橋りょう維持費で、予算現額199万5,000円に対しまして、決算額173万2,500円で、執行率は86.8%となっています。

執行内容といたしましては、橋りょう長寿命化によって、今後発生する架替えに係るコスト縮減等を図るため、今年度は15メートル未満の主要な橋梁について点検を実施いたしました。

続きまして、第3項河川費でございます。

歳入歳出決算書の118ページ、主要な施策の成果報告書の239ページでございます。予算現額4,546万1,000円に対しまして、決算額3,949万5,280円で、執行率は86.8%となっています。

第1目河川総務費でございます。成果報告書の239ページでございます。予算現額361万1,000円に対しまして、決算額346万5,580円で、執行率は95.9%となっています。

毎年春に実施していただいております自治会内水路清掃に伴いまして、排出されます土砂等処理を行ったものです。また、自治会等が自発的に行われます水路改修及び水路浚渫事業に対して、その経費の一部を支援したものとなっています。

次に、240ページ、第2目河川改良費では、予算現額4,185万円に対しまして、決算額3,602万9,700円で、執行率は86.0%となっています。

主な内容としては、浸水対策の基礎データの確立のため、斑鳩町内全域の水路現況調査を実施したところでございます。

続きまして、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費で、主要な施策の成果報告書の241ページでございます。

予算現額6,961万2,000円に対しまして、決算額6,762万3,618円で、執行率は97.1%となっています。

人件費以外の主なものといたしましては、既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援に要する経費、また、いかるがパークウェイの整備促進に要する経費、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理に要する経費でございます。

まず、既存木造住宅にかかる耐震診断に要する経費の助成についてでございますが、

この事業は、事業開始から7年目となり、昭和56年以前に建築された既存木造住宅を対象に、住宅の耐震診断を希望される方々へ技術者を派遣いたしまして、その診断に要する費用を助成しているものでございます。この事業では、住宅の耐震化に向けた取り組みの普及、啓発を主な目的としておりまして、診断にかかる費用の個人負担を無料としております。

なお、24年度は、24件の耐震診断に対する助成を実施し、これまでに累計152件の方々に診断を受けていただいております。

さらに、耐震診断後のフォローアップといたしまして、耐震診断員が再度、耐震診断を受診された方のご自宅を訪問し、耐震診断の結果や耐震改修に向けたアドバイスも行っております。

次に、既存木造住宅にかかる耐震改修工事に要する経費の助成についてでございます。

この事業は、耐震改修工事に対して50万円を限度として助成を行っているものでございまして、6件の耐震改修に対して助成を実施いたしました。

また、NPO法人との共催により、住民フォーラムを開催いたしまして、住宅の耐震化に関する知識の普及を図ってまいりました。

次に、都市計画道路の整備のうち、国の直轄事業でございますがパークウェイの整備でございますが、当町の取り組みといたしましては、主に、国を初め、関係機関との調整及び地元対応を行ってきたところでございます。事業の状況でございますけれども、昨年度に引き続きまして、稲葉車瀬区間において道路整備工事が実施されており、平成26年3月末を目途に稲葉車瀬区間の供用ができるように進められています。また、国道25号三室交差点の道路構造につきましても、地元自治会や関係機関との協議が続けられています。

また、事業予算の確保に向けた要望活動につきましても、国土交通省を初めまして、関係機関に対し積極的に働きかけを行っております。

そのほか、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理でございますが、安心かつ安全に利用いただけるよう清掃管理や機械設備の保守点検に要する経費及び電気料金等の光熱費など需用費関係の経費を支出いたしております。

次に、243ページの第2目公共下水道費であります。

予算現額4億2,173万7,000円に対しまして、決算額4億1,113万5,416円で、執行率は97.5%となっております。公共下水道事業特別会計への繰出金として支出いたしております。

詳細につきましては、公共下水道事業特別会計におきまして説明をさせていただきます。

次に、244ページ、第3目都市下水路費では、予算現額190万円に対しまして、決算額176万2,950円で、執行率は92.8%となっています。

都市下水路6路線の浚渫を行い、適正な維持管理に努めました。

次に、245ページ、第4目公園費でございます。

予算現額1,461万2,000円に対しまして、決算額は1,332万5,939円で、執行率は91.2%となっています。

主として公園の維持管理費でございます。

平成24年度は、町管理及び自治会管理の公園におきまして、遊具が設置されています公園、広場35箇所ですべて専門業者への委託による安全点検を2回実施いたしました。

また、自治会等が管理する公園・広場におきましても、自治会等により実施される遊具の補修、公園施設の整備等に要する経費に対しての補助を行っております。

次に、246ページ、第5目都市計画審議会費でございます。

予算現額9万5,000円に対しまして、決算額は8万5,000円で、執行率は89.5%となっています。

斑鳩町都市計画審議会を2回開催したことによる委員報酬を執行しております。

開催いたしました審議会では、歴史的風致維持向上計画の策定にむけた取り組みの状況や、用途地域、風致地区等の都市計画決定に関する事務が都道府県から斑鳩町へ権限移譲されることとなったことについて報告をさせていただきました。

次に、247ページ、第6目開発指導調整費でございます。

予算現額29万9,000円に対しまして、決算額は29万1,480円で、執行率は97.5%となっています。

都市計画法等関連諸法令及び町開発指導要綱に基づき、より良好なまちづくりの推進に努めております。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月1日から風致地区における行為の許可等の権限が都道府県から市町村へ移譲されることに伴いまして、本年度は、斑鳩町風致地区条例等の制定を行いました。

また、屋外広告物許可申請にかかる事務処理のほか、違反広告物の除却を行い、良好な景観の形成に努めております。

次に、248ページの第7目景観保全対策事業費であります。

予算現額769万2,000円に対しまして、決算額は642万2,898円で、執行率は83.5%となっています。

法起寺や法輪寺周辺、西里地区など5地区の方々のご協力をいただきまして、景観形成作物でありますコスモスの栽培を実施いたしました。

また、景観審議会を2回開催いたしまして、歴史的風致維持向上計画の策定にむけた取組み状況や、用途地域、風致地区等の都市計画決定に関する事務が都道府県から市町村へ移譲されることとなったことについて諮問、報告を行いました。また、龍田地区の奈良街道沿いに残る歴史的町並みの保全、活用にかかる基本方針を検討するための調査を行いました。

また、身近な緑化の推進と住民意識の高揚のため、4月に小学校の入学記念樹として、町の花サザンカの苗木を、そして、12月の産業まつりでは、パンジーとアリッサムの苗をそれぞれ配布いたしました。

次に、250ページの第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費であります。

予算現額1,358万3,000円に対しまして、決算額は115万1,256円で、執行率は8.5%となっています。

JR法隆寺駅周辺整備では、駅北口の5号線整備につきまして、権利関係者等との継続的な協議調整を行ってまいりましたが、年度内に交渉が整わなかったことから、次年度へ941万4,000円を繰越しいたしております。

次に、251ページの第9目法隆寺線整備事業費でございます。

予算現額167万円に対しまして、決算額は3万6,140円で、執行率は2.2%となっています。

国道25号から南へ約680mの区間の整備事業でございますが、未取得の事業用地は残り1件となっておりますけれども、地権者との交渉を重ね、早期に国道25号と接続し、事業効果を発揮できるよう努力してまいります。

続きまして、第5項住宅費でございます。

歳入歳出決算書の124ページで、主要な施策の成果報告書の252ページでございます。予算現額915万8,000円に対しまして、決算額896万4,968円で、執行率97.8%となっています。

町営住宅において快適な居住環境を確保するための維持管理に要するものが主な原因でございます。

以上が、第7款土木費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、第7款土木費についての質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の237ページなんですけども、ここで、町道204号線の整備の中で、ポケットパーク用地の取得をしたということで記されているかと思うんですが、24年度で用地を取得したということについては、委員会等でも報告いただいているというふうに思うんですが、その後、どういうふうなものができるかというのに関心を持っているんですけども、なかなか具体的な図面等が示されない中で、今後の整備にかかる今の状況としてはどんなふうになっているんでしょうか。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 町道204号線ですねんけど、ちょうど中宮寺交差点の北側を共栄自動車跡地を買収させていただきました。

今現在、この進捗状況ですねんけど、一応、設計の段階になっております。これとあわせてまた、北側の道路もありますねんけど、今現在、設計に取り組んでいる状況です。まだ設計の完了は見てないという状況です。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、設計に取り組んでおられるということですので、これ、ポケットパークの取組みって、どういうふうに町が考えて、どういうものをつくろうとしているのかなと非常に関心がありますので、設計のほうができ上がったらぜひ委員会のほうで提出いただいで見せていただきたいと思いますけども、その点はいかがでしょう。

○嶋田委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 今、委員さんにご指摘いただきましたように、今後、設計がまとまりましたら、またご提示させていただいてご覧になっていただくようにいたします。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、その下のところの道路環境整備の支援というところにかかわるのかなというふうに思うんですけども、地元施工の道路舗装等に対して補助を出していただいてまして、金額が15万円を超えるものについて2分の1という形で今、補助をいただいていると思うんです。

この間、道路の舗装だけでなく、水路清掃ですね、そちらのほうなんかでも高齢化が進む中で自分たちでなかなかできないということで業者に発注したり、また、シルバー人材センター等をお願いをして掃除をするという自治会がふえてきていると思うんですけども、そうしたときに自己負担分、自治会の負担分というのがやっぱり大変だという声がふえてきていると思うんです。

もともとこの道路舗装ということで15万円の金額設定がされているかと思うんですけども、その金額設定については、今後そうした高齢化が進むに当たって見直しを検討していただきたいなと思うんですけども、今の時点での考え方について、お尋ねをしておきたいと思います。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 ただいまの質問でございますが、こういう地元施工の補助制度につきましても、2種類やっております。

先ほど15万円と申しておられるのは、地元施工にかかる水路改修及び水路浚渫事業に対する補助金の交付要綱です。

それから、舗装に関する補助金ですねんけど、これは、事業費は15万ではなくて25万となっております。

今、ご質問の、今後地元が高齢化に伴うということでいろいろ相談があるのが、これの2つのうちの水路の清掃に関してが、高齢化に伴うということで相談が役場のほうにもございます。

もともと、平成10年に制定させてもらった事業補助要綱です。水路に関しては管の清掃とかいろいろあります。水路改修も伴ってますので、これに対する最低事業費が15万円というふうに規定させていただきました。

それで、清掃に関しましては、もともとは地元でやっておられたということで、15万円以下でしたら業者へ頼まれても地元でもできる範囲じゃないかという感じで制定されたものではないかと思えます。

それで、また、最近高齢化で、深い側溝とか、そうなったら高齢化によって危険でやりにくいということもあります。相談もありますので、いずれにしてもこの基準額の改定についても検討課題としていきたいと思えます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私のほうでちょっと勉強不足でして、道路の舗装のほうは25万円ということで、水路の浚渫等で15万円ということですね。その認識は改めておき

たいと思います。

今、課長のほうで検討していただけるということで答弁をしていただきましたので、ぜひ検討をいただきたいと思いますが、今、こうしたこの問題というのは、自治会の加入の問題なんかにもつながってくるというふうに思うんです。

うちの近所の、例に出していいかどうかわかりませんが、自治会に入ったらやっぱりそういうことをさせられるとか、いろいろ負担がふえるとか言ってやっぱり入らない方が多いんですね。入ることがやっぱり不利になるというようなことのないような形で、そちらのほうもぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。

そうしますと、次に、239ページのところなんですけども、水路の改修等を挙げていただいています、この間、先日の雨で並松のほうが水がついたということで報告いただいていますけども、並松については以前、水路の改修、ある程度やっぱりやっていたたなという私は記憶があるんですけども。なおかつ、先日の雨ですと、ちょうど降り始めのころは私、町内にはいなかったんですけども、降り始めてから町内に帰ってきて、そんなに以前ほど多い雨ではないなという印象はあったけども、にもかかわらずついてしまったという、そこはこういった原因があるのかなと。今後、こうしたゲリラ豪雨対策なんかを進めていく上で、今回、水がついた要因というのを担当課のほうではどんなふうに分析しておられるのでしょうか。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 今、されてるところ、一応、雨の量ですねんけど、その当時、10分当たり16.9ミリという雨量でありました。それはもうかなりの、短時間ですねんけどかなり量が降っております。このために並松の水路を2本、バイパス管を設置させてもらいましたけど、それは全て一応イツボ川のほうへ流すようになっています。

それで、今回の場合、そのイツボ川がかなり水が増水しました。また、並松の付近のイツボ川上流ですねんけど、一応、カルバートで土の下に入っている状況です。幅も決まっておりますので、開渠となっておりますので、そこで水が多く流れて、そのバイパス管も流れにくかったという状況で水がついたということになります。

当然、降った時期も、上流の水田のほうにかなり水が、かなり要る状況でした

ので、それとゲートの操作等についてもいろいろ地元でされてましたので、そのときに一気にこの16.9ミリの雨が降ったので、増水したのかなと思います。

通常の豪雨、ゲリラ的な豪雨であっても、今まではこういう水つくことは整備してからはなかったもので、これは今のところはちょっと特別やったのかなというふうには思っております。

しかし、イツボ川がそんな状況で飲まないというような状況もありますので、今後につきましては上流のゲートの関係の調整とか、そういうのを含めまして種々検討していきたいというふうに考えております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 もともとこのゲリラ豪雨対策、溢水対策というのは、やっぱり最終的に合流していく三代川やったり大和川やったりの改修が必要になってくることかとは思いますが、今、イツボ川のほうがもう飲まなかったというような状況が今回出てしまっていることについても、改めてやっぱり今後こうした対策を考えていく上で、さらに水田にも水を張っている時期やったというのが重なったというのもありますけども、そういう条件下のもとで斑鳩町内で溢水対策を進めていくに当たってはどうしていくべきなのかなという点について、さらに研究をしていただきたいなというふうに思いましたので、お願いをしておきたいと思えます。

そうしましたら、続きまして、成果報告書の242ページのいかるがパークウェイの整備促進の関係なんですけど、今、稲葉区間の整備のほうを進めていただけてはいますが、これ、県道大和高田斑鳩線から東側の見通しについて、国の直轄事業でありますので、国のほうはどういうふうに考えておられるのか、町のほうでわかるようでしたらお答えいただきたいと思えます。

○嶋田委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 国のほうでは、稲葉車瀬区間から西側、三室交差点、国道25号までの間なんですけど、まず優先的に整備を進めていくということを目指とされて事業を進められております。

その後、モデル区間の東側から県道大和高田斑鳩線ですね、いわゆる五百井・興留区間と呼んでおりますけれども、そちらのほうへ事業を展開をしていこうというふうに考えておられまして、ご指摘の県道から東側については、これまでも調査等はやられておるんですけども、今申しあげました県道から西側の事業を

進めながら、引き続き必要となる予備設計などはやっていきたいというふうに国のほうからは聞いております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 県道から東側の区間、当該地域については、特に自治会で反対をされているところなんですね。住宅密集地になっていまして、いろいろなやっぱり、近隣の方も含めて、現実的にこんなとこにほんまに通すことができるのかなというような声をお聞きするんです。

私としては、このパークウェイについては、やっぱり住民合意に基づいて進めていくべきものだというふうに考えておりますので、今後、まだ具体的な計画については出てきてませんが、計画変更等なども含めて検討をしていくべきだというふうに思っています。

25号線の渋滞解消というのは確かに必要だというふうに私も思っていますが、今の形で、もともと引いた線の形でパークウェイをつくるのが果たして現実可能なかどうかという問題も含めてきちっと見ていく必要がありましたので、意見として申しあげておきたいと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 すみません。ちょっと時間をとりましたけれど。

まず、235ページの未登記道路の整備ということで、不用額調書の17ページなんですけど、不用額調書の17ページの一番下に。

いや、すみません。これじゃないのか。ちょっと順番が間違えました。

不用額調書の17ページの道路維持費、その中で、未登記道路の整理に係る地権者等との協議が整わなかったためということで不用額が生じているということですが、未登記道路という認定がされているということで、地権者とその登記についていろいろ協議をされているんですが、その未登記道路があるということは、その地権者が認識されているのか。その中で、それを進めていく上でいろいろな不都合があるので協議が整わなかったと、そのように解釈をしていいのか、その点、説明してもらいたいなと思います。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 ここにあらわしている未登記道路というのは、笠町地区の道路地

権整理ですねんけど。一応、地権者については、ここはもう現道、町道になっている部分もあるということで認識をされておりますねんけど、その方が相続が発生しておりますして、その相続人の方の1人が要は行方がちょっと確認できなかったというのがありました。それで、今、その調整がおくれているというようなことがあります。

それ以外につきましても、民間の土地の兼ね合いがあるないような形の登記がありましたので、その調整が進まないという状況です。

行方がわからない方につきましては、大阪等の区役所等の照会等も行いまして、最近ですねんけど、この4月にその方が亡くなられてたということがはっきりわかりましたので、今後、これについても、他の相続人の方には話はできてますので、今後、その分については進めていきたいというふうに考えております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 それで、未登記であるということは、その地権者も認識されているということはあっても、そういう相続が発生してしまっていると。笠町についてはもう大分前からの話かな、同じところかなと思って、ちょっと思ってるんですが。だんだん、だんだん、当時の答弁でも、まだ登記のタイミングをはかっていますとかいうような、当時の、大分前の方がそういう答弁をされたから、相続みたいななん何ぼでも起きてくるんやでということをやったけど、継続してやってもらっているという、調査をやってもらっているということ。

何かいい方法も考えて、必要もあるんじゃないかなと思うんですが、正攻法で、正攻法と言ったらおかしいですけど、今の考え方で登記ということに、またいろいろいろんなことも働きかけてやっていくべきだと思います。

ただ、私が心配しているのは、そこに道路があるということ、未登記道路であるということ。今の人たちは、そうして当時、町へ寄附しますよという意味で工事も了解して、されたと思うんですが、そのときにきちっと登記をしてなかったから、今となったらそのときの状況はわからないということ、そういうこともたくさんあると思うんですね。町道認定を打ってある経緯とか、町道としての皆さんが生活道路にしてるといふことの認識をもう少し謙虚に、もうして、早急に整理してもらいたいなと、そのように思います。

年々、そういうものがふえてきているようにも私は今、思っておりますので、よろしく願いしておきます。

また、次は235ページなんですけど、その中に道路台帳等システムの構築ということで、以前から窓口業務の迅速化のためにと、現在の道路状況を調査し、道路台帳の電子データ化によるデータベース化を図ったということで、これをやってきてもらってます。

このデータベース、電子データにするということで、窓口業務の迅速化は、それは確かに検索とかも早くなっているんだと思いますけどね、その窓口業務というのはそう、月何回もあるものでもないのかなとは思っているんですが。

それはそれとして、この電子データを自治体GISのものに組み込んでいけるかどうかと、また、そういう意識があるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 一応、今回の道路台帳のシステム化につきましては、一応、GIS対応という形で一応整備をしております。

今後また、内部でそういうのをやっていけるかどうかというのは、また協議をしていかなきゃならないと思っております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら次に、同じことなんですけど、240ページに、今、水路の浸水対策の基礎データの確立のため、斑鳩町内全域の水路の現況調査を実施したということで、これはいろいろな補助金を使ってやっていただいているんだと思いますけどね。

このデータ、この調査というのはどういうもので、どういう成果品を出してこられるのか。浸水対策の基礎データの確立のためということなんですけど、やはり、これもGISの中へ組み込むこととかいうか、そのようなことをできるようなデータも含まれているんじゃないかなと思うんですが、その点はどうなんですか。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 今回の水路の現況調査につきましては、一応、場所は市街化区域内を基本としております。その中で、約50センチの幅の水路を限定して調査をさせてもらいました。実質はそれに付随している30センチ等の水路も一応調査しておりますねんけど、それにつきましては水路の幅、口径、水の流れの方向、水準点測量、それから勾配、断面を現況を調べていただいたというふうな調査でありまして、これについては、まだ、GISとかそういうのはまだ整備、まだま

だそこまでいっておりません。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 今の現況調査の中で、水路の勾配とか大きさとか、そういうものに流れていく方向とか、それらは、そしたら平面図的なものは一切ないというんですかね。まあ言ってみたら、見取図的な平面図しかこれには入ってないという、今の課長の答弁では、GISにはそれは対応していけないんだというような感じなんですけど、そういうような今、調査を、これ3,600万円ですか、かけてされているのか、ちょっとどうなんですかね。

○嶋田委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 この水路の現況調査は、課長が申しましたように、今後、水の流れがどうなっていくって、浸水対策を立てるための調査でございますけれども、その設計をしていく中で、水がどう流れていって、流末の水路に流れていくのかといったところ辺の調査がまず第一の目的でございますして、水路の座標的な位置であったり、そういうことを押さえるという目的は今現在ないという状況の調査でございます。

また、そういった位置データ的なものも、GISに組み込めるようなものも測量をいたしますと、測量業務が伴ってくるわけで、もっと多額の費用が必要になってくるかと思えます。

今回は申しわけございませんが、まず、水路の断面であったり勾配がどうなっているのかということ、どれだけの流下能力があるのかということら辺を確認したいと、こういう調査でございましたので、GISのところまで組み込めないということになってございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 そら、経費的にはこれでは無理だということなんですけどね。

今後、その調査結果に基づいて改修していこうと、改善を図っていこうと、水の流れのね、先ほどの並松云々の話でも、しっかりとしたその計画のもとにされていたと。カルバートボックスというものも入れているから、多分それだけの量は飲むんだと。

ただ、先ほどの答弁では、こういうことを言ったらあれですけど、上流の水田のそういう、想定外というんじゃないかと、ゲートとかを開ける量が一気になってしまったからあふれてしまったということだというような説明をされてたと思う

んだけど、今は確かにそれは金額がないけど、その分についてはこの水路はちょっと水が飲み込めないよと、浸水対策ですのでね、あくまでも。

そしたら、それはどういう具合にしていくかということは、やっぱり平面図があってそれらのものが生きてくるんだと思うんですよね。だから、そういうものがないのにこんな調査をしても、私はもう端的に言うて意味ないことを三千何ぼもかけてるんだと、そう言わざるを得ないんですよね。

そしたら、その水路が、水路とかそういう流水経路というか、それらの基になるのはやはり平面図でしょう。きちっとした平面図。だから、ちょっと今の部長の答弁では、私はちょっと腑に落ちないので、これがそうしたきちっとした改修につながるのかなと。まあ将来つながるといって、そういう意味ではわかるんですが、今、浸水対策ということに今、ものすごく皆敏感になってますし、こういう浸水対策の基礎データの確立のためにということでやってもらってるということは、私は了としてるんですが、その進め方についてはやはり少し疑問があると思います。

その点について、やはり早急なそういう平面的なデータを、予算がないと言われてたらそれまでですけど、どこからか捻出するようなことも考えていってもらわんなら、ここへ今かけた金が生きてくるかと言ったら、クエスチョンマークをつけざるを得ないと思いますので、その点どうなんですか。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、このデータは先ほども部長申しあげましたように、断面、勾配、それと水路の地図上での流下能力を計るわけです。それを基に、どの水路をどのように改良すれば、町全体の市街化区域の流下能力がアップするかということとを計画してまいります。

そして、ある水路を、例えば断面何ぼで改良しますよと。この改良図面については当然、きちりした平面図をできてきますので、これは当然、GISに載ってくる水路に改修できます。

ただ、先ほど何遍も言うてますように、これについてはあくまでも流下能力をすると。新しくする水路については、当然、GIS対応の設計になってくると、そのようにご理解をいただきたいと思います。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 今、そういう形になってくるということですが、今のこの事業は、そ

したらそのまま、また継続させていくということによろしいんですかね。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、町全体の浸水対策をさせております。水路改修も含めて。また、ため池の貯水能力をどう高めていこうかを総合的にやっておりますので、浸水対策というのは、これも含めて継続的に実施していくと、ご理解をいただきたいと思います。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 それでは、続いて245ページ。

245ページの中のどこということじゃないんですが、ちょっと不用額調書の20ページもちょっと開けてもらいたいんです。

単純になんですが、この20ページの一番上、大和川第一緑地の草刈りについてということで、過去の実績をもとに推計し予算計上していたが、実施回数が当初予定より下回ったためということで、神南地区が見積りは7回やったけど、これが5回で終わってるということなんなんですが。過去の、これも昨日もちょっとこの不用額調書の書き方がちょっとおかしいん違うかなということも言ってますけど、過去の実績ということは7回だったと。だけど今回、実施回数が当初予定より5回で済んだと。

だけど、私が知りたいのは、なぜ5回になったんだということなんですね。そのことを、実績は7回だから7回しなければいけない。草が伸びるスピードが猛暑であまり伸びなかったというような事情があるのか。これも地元からのいろいろな要望で、神南についての7回、目安についても2回というような、こういう今までの実績というものがあると思うんですがね。今回は5回でいいやんというようなことになったのか、それらのことについてもちょっとお聞きしておきたいなど。今後のこともありますので、予算を計上して出してもらうときに、もし仮に、地元からもう5回でいいというような、そういう環境の変化というか、それがあつたのだったら、今後は5回でいいやんとなってくるんだと思いますし。細かい話ですもんけど、それらについてもお願いします。

○嶋田委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 大和川の草刈りの件なんですけれども、これに関しましては、今、委員が先ほど申しあげられましたように、ちょっと自然等の関係もありまして、草の伸びる状況等も変化をしておるといふ状況もありました。

大和川の草の状況につきましては、我々担当職員が定期的に監視を行いながら実施時期等を勘案しながら進めているところをごさいますして、そういった中で、今回、平成24年度は一応、一般の方が使っていただけるのに支障がない範囲内の草刈りをさせていただいたということをごさいますして、ご指摘をいただいております地元からの要望とか、そういったものではございません。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、目安は2回で今まで済んでたんがやっぱり2回ということになってくるのかな。

それで、それが今まで7回というのは、今までは7回を刈っていて、過去の実績を基に7回刈っておられて、そのうちの2回ですね、ただ2回少ないという問題じゃないと思うんですよね。やっぱり前回は、今までは7回から刈って、地元の方の要望じゃなくても職員が見てやはり刈る必要があるということで7回刈ったということ。それをまた同じように入れて、この年は2回も少なく済ませたということは、どういう認識というか、ことなのかなという疑問があるんですが。

だから、今、ことしはもう5回で済ませてしまったということで、それでこの24年度は5回で済ませましたということでクリアしてるんですけど、今年度、草刈りのシーズンが過ぎてますが、今まで何回、それでことしは何回ぐらいの見込みがあるのかということもちょっとお聞きしたいなと思います。

○嶋田委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 今年度につきましては、非常に天候が、暑い天候といいますがよい天候と、それと雨の影響がありまして、非常に回数がふえておりまして、今回まで5回、もう既にやっております。

今後、またその状況を見ながらしていかなければならないということで、通常の一般的な7回ぐらいにはなってこようかなというふうには考えておるところでございます。

○小野委員 結構です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

宮崎委員。

○宮崎委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、土木費の242ページの、推進協議会広報を発行し、事業の促進状況について住民に対し周知を行ったとあるんですけど、この前、私、通らせていただいたら、ちょうど歩道の切りかえをしてた

んですかね。そのときにちょっと接触事故とかがあって、住民の方がわざわざ歩道を設置してあるのに、ガードマンが横におったのに全然誘導してくれなかった、道の真ん中を歩いておられるんですけどね。その辺のちょっと、また、あそこ、通学路にもなっておるとは思うんですけど、子どもらも通るので、工事されてるほうにガードマンにちゃんと誘導するようにだけ、これは要望なんですけど、言っておいていただきたいなと思います。

それと、もう一つは、法隆寺整備線のことなんですけど、251ページなんですけど。

きのう、ちょっと通らせてもらったら、家のほうを解体されておられるので、話がついたのかなと思ってるんですけど、その辺ちょっと教えてほしいんですけど。

○嶋田委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 今、おっしゃっていただいているのは駅の北口の315号線といわれるところの1軒残っておったところだと思うんですが、確かにおっしゃっているように昨日から解体の準備作業にされているという状況でございます。

7月22日に一応、契約をさせていただきまして、これから支障となる物件を撤去していただくというところになってきております。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 238ページの橋りょう環境の整備ですねんけど、これに対しての結果と対策をちょっとお聞きしたいんですが。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 橋梁の長寿命化に関しまして、24年度は15メートル以下の橋梁について、一応、点検調査を行いました。

結果ですねんけど、基本的には良好な状態という判定が出ております。部分的には鋼材部の腐食等がありますねんけど、一応、橋梁に関しては問題ない程度ということになっております。

しかしながら、この長寿命化を考えた調査でありますので、これは5年に1度調査をやる予定になっております。この5年を目途に部分的な補修を今後、15メートル以下の橋梁についても舗装するとかそういう形で早目に補修をしていくという形で長寿命化にしていこうという考えを今現在しております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 実際、この15メートル未満の橋の点検をしていただいた数と、それと
その点検の仕方、それは目視なのか、何かで、道具を使ってやっていただいている
のか、ちょっとそのあたりをお聞かせ願えますか。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 点検させていただいた橋は10橋になります。主要な橋ですので、
10橋をさせてもらいました。

それで、基本的には目視と、一応ハンマーで、鋼材部が多いのでそれをたたいて
たり、それを行ったというような調査です。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 主要な橋10橋。この主要な橋という基準というのは、道路の交通量と
か何かそういうので見ておられるのかが1点と、それとハンマーというのはこれ、
専門家がやっていただいているんですね。全然、職員さんがやってあるんじゃない
んですね。ちょっとそのあたりをお願いします。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 一応、調査につきましては委託をさせてもらって、専門家、そう
いう橋梁の知識を得た専門家でさせていただいております。

一応、この橋の決め方ですねんけど、もちろん交通量もあります。それで、一
応通学路と、そういう分もありますので、その中で一応主要な橋という形で10
橋を選定させていただきました。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 続きまして、247ページ、屋外広告物の適正な誘導で、ここへ26回
違反広告物の除去と書いていただいていますねんけど、具体的にどのようなものを
除去されたわけですか。

○嶋田委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 違反広告物がどのようなものを除去したというようなご質問
だと思うんですけども、広告物を掲示することが禁止されているものには、広
告物禁止物件というものがございまして、道路上のガードレールや街灯、あるい
は信号、あるいは電柱等に違反して掲出されておりますものがございます。

そうした中で、どうしたものを除去したのかと言いますと、張紙とか張札、立
看板、のぼりなどということで、こういったものを違反広告物として除去したも

のでございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 続きまして、249ページの真ん中の龍田地区町並み保全・活用計画の策定なんです、これ、基礎調査を行っていただいたと。これからどのようにこれはしていただけるんですかな。

○嶋田委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 この調査につきましては、斑鳩町の龍田地区町並み保全策定計画業務ということで、町道の101号線、ちょうど龍田道街道でございますけれども、これと国道25号の猫坂交差点から竜田大橋までの間の調査を行いました。

その中で、いろいろ現況の整理の調査をしておりましたり、住民の意向の把握、あるいは今後の方針の検討、資料の作成等をさせていただいたところでございます。

今後の取り組みといたしましては、対象地区の住民さんに対しまして、地域全体として自主的に町並みの保全や活用といった活動の機運を高めるため取り組んでいただけるような方法を町のほうからアプローチを検討していきながらしていきたいというふうに考えておりました、今現在、龍田地区のほうでは特別な組織、いろいろな自治会が分かれておりました、なかなかその組織といいますか、そういったところの活動を高めていくというのが非常に困難な状況でありますけれども、秋祭りの太鼓台等を実施されているところがございまして、そういったところに今ちょっと声をかけながら、この町並み保全についての意見を聞いていただけないかというような声かけ等もさせていただいているところでございます。

それと、龍田地区の歴史的な町並みに調和した家屋、塀とかそういった、塀などの改修なんですけれども、こういったものについて、修景整備ですね、そういったものの費用の補助制度についても検討をしていきたいというふうに考えております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっとここで聞くのかどうかということを楽しみながら過ごしてきてたんですが、法隆寺線の最後のというか、25号線との交差点のところの土地の問題なんです、閉会中に先方から、地権者のほうから案を出されて、それを今、精査しているところなんですということ。

その中でも、今、交渉している状況というのは、公民館の入り口を先方へ提供

しよう。中央公民館とごっつい看板が上がっているところ、入口がなくなってしまうんですよ、25号線とのね。それで、公民館の土地もそれだけ少なくなるんですが、そのことは当然、教育長、公民館の管理者とっていいんですか、それらを、教育長はそういうことも当然ご存じやと思いますねんけど、そういうことに関して、教育長、公民館、まあ言うたら今までの形態、前の看板がなくなるということに対してはどんな感想を持っておられますか。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 その計画そのものにつきましての進捗状況につきまして、毎月、部長会を開催している中でいろいろお話を聞かせていただいています。

その中で、公民館の利用形態にどういった影響があるということでございますので、当然、それにかわる入口をどうつけていって行くのかというのは、今後、案をお示ししていただいて、当然、教育委員会にもお諮りしながら検討していくということになると思います。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 今、ここに言ってもらいましたので、これからが本題です。

確かに、ああいうことで交渉したらどうやということも、私も提案もしてきましたし、今、ちょうど入居してたというか、契約をしたテナントが契約を解除して出ていったと。やはり、地権者としてもそのテナントがある限り、やはり営業補償云々のこともいろいろ考えなければいけないので、一番、角でそういうテナントをやるということに対しては、あまり集客というのがなかなか難しいところもありますよ。だから、そのために駐車場として使っておられる場所が法隆寺線に提供してもらわなきゃいけないので、その代替用地として中央公民館の今までなれ親しんだ25号線からの正面玄関、そこがなくなってしまうという状態になってくるんですがね。

これは整備課というんですか、のほうにもちょっと、せっかくそこまで今、煮詰まってきて、もうちょっとというところへきてからまた水を差すような意見を言おうと思ってますねんけどね。

以前にも全筆買いの話をしたら、町長も、当時、中央公民館のときに先方も買ってくれというか、そういうはずだったのに、こちらが断つてると。だから、その全筆買いは無理やねんという話も町長から聞かせていただきましたけど。そのときの先方いうのは代表者もかわっておられまして、こちら町長がもちろんか

わってはりますから。それも含めて、テナントの補償が高つくということも心配されていたと思うんですが。

今どんな状態なのかは私はわかりませんが、一応、今までのそういうテナントが契約解除をして出ていっていると。それで、ご存じやと思いますけど、最近建てた、立て直した大きな看板ね、まだ1年未満やと思いますけど、それも皆、もう既に撤去されていますね。もう要らないということで。だから、新しいところと契約をされていくんだと思うんですが、このときにやはり、後は上にマンションが何軒かあるんですが、入居者がどれだけおられるのかということもありますし、全筆買いというんですか、それをもう一度交渉して、それで、そうすれば公民館も今の正面の状態は保てるし、今、教育長がおっしゃる横からの進入、正面玄関という形をまた作り直さなければいけないとか、そういうことも考えていけばいいのかなと、今、ふっと思っただけなんです。急にそういう交渉を変えるということは、どうなんですかね。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 全筆買いの話でございます。これはもう以前からあったわけですが、全筆買いした場合、あの土地について、土地建物です。これにつきましては、もう補助金は全然出ないということになって単費で買うと。建物は当然、相手方が事業をするのと同じ値段で買ってほしいと。あれだけのものを補償してほしいということは、1億、2億の金ではない。それを単費で果たして出せるかという問題になってくるんです、それは。

それは、町民の方にご理解を願えるか。単費でするときに。当然、また何らかの借金をするか、財政調整基金を取り崩してやっていくわけです。

町としても、それは以前から全部、相手も買ってほしいと言うてはって、買えたらもう以前に買っておられるんですわ、何億も出して。その何億出して、果たして建物もかからない、敷地はね、建物も相手も交渉できないからといって建物も一緒に買うとなったときに、非常に、これはもう住民のご理解は得られないとこちらは考えております。

そうしたことから、今現在、せっかく今、相手方についてもそれも了解していただいて、交渉に来ていただいておるわけです。相手方の交渉に支障になる店舗についても、けんかしてまで出ていってもらえたわけです。そう状況ですので。

また、上の今3戸空いてますけども、それについても工事が始まるまでは、当

然、またほかへ入居がえしやんなあかんからということで、今、もうそれもとめてもうてます。テナントについても、工事が始まればそんなところで店舗できませんので、またどこかへ仮店舗しやんなあかんから、またそのお金もかかるということで、それも今、募集もやめてもらっております。

町といたしましては、そういう状況で相手は協力していただいておりますので、早く、うちも公囑も発注しておりますし、その図面ができて、相手からの補償もやって、早く結論を出して交渉の単価を詰めていきたい。それで、交渉単価ができれば早く補正予算を計上して、皆さま方のご理解を得たいと考えております。

いずれにいたしましても、この今の状況で、世の中の状況といいますとそういう状況で、果たしてそれを、土地と建物を買うてどうやっていくんやという問題もあります。非常にやっぱり住民の方のご理解は得にくいと考えております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 今、一時的に余分な金というか、そういうような表現で副町長はおっしゃってますけど、やはり中央公民館のあの形をどういう形で、今まで25号線から南に向いて入っていく、そこに中央公民館という。これが横から入っていくようになるんですね、今度はね。それで、その前に店舗がどんとある、店舗の駐車場があると。

だから、あれはもう苦肉の策で、私らも代替用地が欲しいと言っておられるんだったらもうその近くでしか代替用地、駐車場の代替用地をちょっと離れたところへ求めていくわけにもいかんから中央公民館の形というものがいびつになってくるけど、その中でやはりテナントというものに対しては、その不動産を活用してる方だと思うから、契約してるところの営業補償云々の話も全部ありますので、高くつくんだらうなということも認識しました。

それと、今、法隆寺線の話を持っていった中で、全筆買いという話はあったんですか。今、副町長が、そういう話もあったけどというようなことを言われたので。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 数年前からずっと、こんなんはもう10年以上も交渉しております。十数年、もう藤本部長の前から交渉しておられます。

当然、相手方はいろいろ問題があるんやったらもう、そら相手にしたら、あれは営業補償をしてもうてあの建物をさらで建ててもうて、同じ敷地、同じ値打ち

のものを建ててもうてどこかで確保していただければ、こんなありがたいことはないわけです。当然、それを相手方は言われます。それはもう十数年前から要望しておられます。

ですけども、町としては、やっぱりすぐ活用のない土地、また、補助金が出ない建物を買って、あの建物も昭和五十四、五年に建てておりますので、もう三十四、五年たってます。すぐ解体しなければならない。すぐ解体しなければならない建物を、その時価で買うことはとてもできませんので。相手は当然それを要求されますので。そこに難しい問題があって、ずっとこれは非常に難しくなってきた、もう何年も前にも確か、建設常任委員会の中でも、この公民館の土地を駐車場に渡すということで、図面も提示されたという経緯がございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっと、副町長とまた後で話はするけどね、ちょっとずれてると思うんです。私が今言うてる話とね。

そこで費用をかけても、やはり町の施設として四角い物、もともとそういう形にしようと思ってた、それができてきて、正面から見ても、あ、ここに中央公民館があるんだという、そういうものを将来のために残すためには、いろいろな金策をしてでもやっていくのがやはり行政の手腕ではないかなと、私は思ってます。だけど、今さらどうもできないと言うんだったら、もうそれでよろしいしね。

やはり、そのときにもう一回立ちどまって、もう一回考えてみてもいいん違うかなということで、今、状況変化があるから私は提案してるんだから。最初からそうして話があったときの話、それやったら町長が前に言われたように五十何年ですか、中央公民館を建てるときに、先方は買ってくれと言わはったのをこっちが断った、それはもう今さらというような、それと同じような議論になるんですよ。そのときに、きちっと、そしたら買わなかったのは何か。そのときは更地のはずですよ。だから、行政全体としてはそういうことには、ある程度の工夫をかけてやっていくのが行政じゃないのかなと。今のものだけでの話では、私は違うと思いますので、その点を申しあげておきますが。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 この中央公民館というのは、58年に竣工してるんですけども、その間に、私も議会にいましたから。

やっぱり吉田前町長は、とにかくあの西村工機さんの土地を買いたいというこ

とですけども、なかなか測量や何やかんと、水路の関係とか、西村さんは絶対だめやということでありましたから。それは普通から言ったら、我々の議会もあるいは町長も、あの中央公民館をやっぴりきれいな形でしていきたい。あれがもしなかったら、買えてたら、買えてたらですよ、あれだけの分があいてるわけですから。やっぴりへんぴなことはないわけですから。それはいろいろとご要望を申しあげたんですけども、最終的にはやっぴり一生懸命、議員も、あるいは町長も向こうの先方に行ったところでなかなか解決できなかったということで、いびつな関係で中央公民館ができたという感じでございますので、やっぴり前任の町長もそういうことで、あそこは何とか買いたいということは当然ずっとされてますから。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 以前、その交渉が難航しているという中で、いろいろ議員から質問があったときに、町長は確かに先方は買ってほしいと、だけどころが断った、だから今さら行かれないということ、そういう全筆を買うということができないというような発言があったと、私記憶してるんですよ。だからこそ、そういうことを言うているのでね。

今の町長の発言やったら、ああ、私が今言ってることは無理な話やと思うんですが、確か、ニュアンス的には議事録がどうなっているのか私かって見てないけど、話として、交渉が難航しているその1つの要因として、何回か前の建水の委員会で、先方がなかなか話に乗ってきてくれないということで、町長が今みたいに発言を求められて、それで57年か8年、その中央公民館の建設のときに先方がこれも買ってくれと言われたけど、そのときは更地でしたがね、確かね、と言われたけど、こちらが断った。だから、先方がこのことについてはなかなか乗ってきてくれないと、そういう発言があったと、私は思ってますので、今、えらい空論になってしまいましたけどね。

だから、今の町長の発言と前の発言では、私は全然違うと思いますけど。そのことについてはとやかく言いませんので、これでやめておきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第7款土木費についての質疑を終結いたします。

続きまして、認定第6号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、認定第6号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第6号

平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、決算の概要につきまして、ご説明を進めさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

斑鳩町の公共下水道事業につきましては、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、整備区域の拡大と供用開始区域の水洗化促進に努めているところでございます。

公共下水道の供用開始の状況につきましては、前年度4,282戸から310戸ふえ、4,592戸のご家庭で利用可能となりました。そのうち、本年度、248件の接続申請を受け付け、2,715件の皆さまにご利用いただいております。

それでは、平成24年度の公共下水道事業の決算状況についてご説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書の346ページ及び歳入歳出決算書の180ページをお願いいたします。

決算及び決算収支の状況では、歳入総額13億319万1,000円、歳出総額は13億305万6,000円となり、歳入歳出差引額は13万5,000円でございます。

なお、翌年度への繰越事業に伴う繰越額は113万5,000円でございます。

次に、主要な施策の成果報告書347ページ、歳入決算の状況についてご説明をさせていただきます。

第2表歳入決算の内訳で、分担金及び負担金では、公共下水道加入負担金が2,

480万円、使用料及び手数料では、公共下水道利用者の増加により前年度より712万6,000円増の9,597万円となりました。国庫支出金では、通常の面整備工事に加え、継続事業として稲葉汚水幹線及び岡本汚水幹線2工区の主要な幹線工事に取り組んだことから、前年度より3,318万8,000円増の3億6,523万8,000円となりました。

次に、繰入金では、元利償還金の増に伴い、前年度より2,332万2,000円増の4億1,113万6,000円となりました。

次に、町債では、国庫支出金と同様の理由により、前年度より2,260万円増の3億9,870万円となりました。

次に、主要な施策の成果報告書348ページ、歳出決算の状況につきまして、公共下水道費で、前年度より6,257万3,000円増の8億5,844万7,000円、流域下水道費では、前年度より27万5,000円増の646万1,000円、公債費では、前年度より2,593万8,000円増の4億3,814万8,000円でございます。

次に、歳出につきまして各科目別にご説明をさせていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書349ページ及び歳入歳出決算書の184ページをお願いいたします。

第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費でございます。決算額4,084万7,531円で、執行率96.6%、主な内容といたしましては、人件費にかかるものでございます。

冒頭にご説明いたしましたとおり、本年度は248件の下水道接続申請を受け付け、累計2,715件で供用人口12,476人に対し、接続人口が7,987人となり、水洗化率といたしましては前年度の62.3%から64%となったところでございます。

また、接続の支援策として設けております排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度の利用件数は7件。また、この制度を利用され、返済を完了された方からの利子補給申請件数は2件で、利子補給額が6万7,043円となっております。

次に、主要な施策の成果報告書350ページをお願いいたします。

第2目施設管理費の決算額は4,805万9,175円となり、執行率は97.2%となりました。主なものには、流域下水道維持管理負担金として4,385

万9, 175円を支出いたしております。これは流域下水道センターへ支払います汚水の処理費用で、一般排水で1立方メートル当たり58円80銭の処理費用を支出いたしております。

次に、主要な施策の成果報告書351ページをお願いいたします。

第2項下水道新設改良費、第1目管きょ等新設改良費では、決算額7億6, 953万9, 781円となりました。公共下水道の整備では、神南3丁目、神南4丁目、神南5丁目、稲葉車瀬1丁目、龍田西6丁目、龍田西8丁目、龍田1丁目、龍田北2丁目、法隆寺西3丁目地内の約10ヘクタール、延長で約2.4キロの面整備を実施いたしました。

また、町の主要な管渠では、平成23年度から平成25年度にかけ、3か年継続事業といたしまして、法隆寺南2丁目から高安西1丁目地内において、約1.3キロの岡本汚水幹線2工区の工事に取り組むとともに、平成24年度から平成25年度までの2か年継続事業として目安汚水幹線2工区の工事に着手し、平成26年3月19日の完成に向け取り組んでいるところでございます。

次に、浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援では、3件の補助を行い、累計36件となりました。

次に、施策の成果報告書352ページ及び歳入歳出決算書の186ページをお願いいたします。

第2款流域下水道費では、決算額646万980円となり、県が実施する浄化センター等への整備事業に対しまして、市町村負担割合に応じて支出いたしております。執行率は82.4%でございます。

次に、第3款公債費、第1項公債費、第1目元金では、決算額2億5, 755万7, 594円、第2目利子では、決算額1億8, 059万588円となったところでございます。

平成24年度末の起債残高は前年度末より1億4, 114万2, 406円増の82億9, 354万3, 639円となりました。

今後も下水道整備を着実に進め、普及及び接続の向上を図るとともに、健全な下水道経営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第6号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおりご認定いただきますよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

以上です。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の349ページの利用の促進ということで、接続の件数等を挙げていただけてますけども、この年度では、途中で補正予算を組んで加入件数の増を修正してはいますけども、そのときの状況というんですか、理由は何でしたっけ。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 接続件数につきましての補正でございますが、当初、集中浄化槽地区、緑が丘の自治会の加入も含めて実績、前年度の実績を含めて加入件数を予算計上しておりましたが、啓発活動も行う中、2年を経過した件数につきましての区域での接続率が伸びましたことから、接続件数がふえたものと考えて補正いたしましたものでございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 30件分は補正をかけて、もともと180戸、当初予算で予定していたのを、修正をかけて210戸という形で予算修正はしたんですけども、最終的にこの決算を見るとさらにふえて248件、プラス38件加入していただけてますけども、そのプラス38件については、どういった状況でしょう。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 おおむね、年度末につきましてはなかなか接続申請が伸びないものですが、1つは環境部局であります、県の環境部局からの浄化槽の維持管理についての啓発が行われたことによりまして、浄化槽の点検の啓発になって、公共下水道を考えていただいたものもありますし、もう一つは、開発事業によりまして、新築が2月、3月からふえたことがありまして、その分の件数も踏まえて、また補正件数よりも伸びたと考えております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 当初予算を組むときの加入件数の問題については、これまでも監査委員さんからもいろいろ指摘もあったし、やっぱり決算との数字が大分離れていることについて、見込みが立つのであれば当初予算の段階で上げるべきやというふうに指摘がありましたけど、今お聞きするとなかなか予測できなかった分なのか

などということで、ふえていること自体はいいことだと思いますので、そういうふうに理解をしておきます。

それと、その下に出てきている下水道整備に対する支援のところ、融資あっせん利用件数と利子補給額を挙げていただけてますけども、23年度の分も書いていただけてますけど、これ、利用件数ゼロで利子補給額34万1,000円というふうに金額が上がっている、これの理由について、ちょっとお聞かせいただけますか。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 融資あっせん利用件数につきましては、そのときに排水設備を工事する方が60万円限度額で借りられた申請件数が平成23年度ではゼロであったということでゼロです。

そして、下の利子補給額につきましては、平成18年度に工事をされた方が融資あっせん制度を使われて完済されたので、その利子補給を申請されて、うち町が利子補給をした額が34万1,000円であったということでございます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

宮崎委員。

○宮崎委員 接続なんですけど、下水の、3年以内につなごうかとかいうのを初めなんか聞いたことがあるんですけど、それ、つないでおられなくても別に何ともないんですかね。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 汲取りを利用されている方につきましては、下水道法につきまして3年以内に接続と。そして、浄化槽につきましては速やかに接続という文言でうたわれているところでございます。

その中で、3年につきましては、工事をする着手前の説明会におきましても、また、供用開始をするときの文書の啓発につきましても、ご案内をさしあげてお願いをしているところでございますが、なかなか経済的な諸事情、もしくは個人の状況によりまして、接続が3年以内に全てがということにはなっていない状況でございます。

○嶋田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 今、課長の説明で、それなら汲取りの方でつながれておられないという方はおられないんですか。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 汲取りにつきましても3年以内に接続していただけない方が多数おられます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 確か、3年以内というのは汲取りということで、私のほうもそれは承知しているんですが、それに対するペナルティーというのはないんですか。きちっとしたものがないのかどうか、ちょっと確認してほしいんです。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 下水道法につきましては、法に適切な罰金というような過料が加えられることが書かれておりますけども、全国的にそれが適用されたことはないと聞いております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 法上は罰金を加えてもいいとなってるの。

○嶋田委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 下水道法上では、罰金制というのか過料ですね、30万円まで法的にうたわれております。

しかしながら、経済的な面とか、いろいろな面がございますので、全国的に見渡しましてもそういった法を適用されたということは、実績は聞いておりません。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 全く、そしたら接続されてなかっても、これはしようがないということで、理解していかなきゃあないなとは思ってますが、できるだけ接続してもらいたいということですが、私も事務所のほうはまだ接続してませんけどね。何とか、いろいろ担当は頑張ってもうてますけど、何か画期的な方法でも考えながらやってもらいたいなと思いますので、よろしく願いしておきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって、都市建設部、上下水道部に係る決算審査を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前 10 時 50 分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

それでは、教育委員会所管に係る決算審査に入ります。

まず初めに、第 2 款総務費について説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 それでは、第 2 款総務費のうち、教育委員会所管に係る部分について、説明をさせていただきます。

失礼して、座らせていただきます。

決算書では 80 ページ、施策の成果では 112 ページでございます。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 1 目青少年対策費では、予算現額 218 万 8,000 円に対しまして、決算額は 159 万 9,082 円となっており、執行率は 73% となっております。

青少年はその時代を写しだす鏡であるといわれるように、青少年に関する問題は、社会全体、とりわけ大人の姿勢の問題であるということを常に認識し、行政はもとより家庭・学校・職場・地域など各分野において、それぞれが役割を十分に認識しながら、住民一人ひとりが地域と共に青少年を育てていくという認識を持つことが大切であります。

このことから、地域ぐるみで青少年の健全な育成に向けた環境作りを推進するため、青少年問題協議会が活動母体となり、西和地区地域安全推進委員斑鳩支部の方々や西和警察署生活安全課とも連携をしながら、学校の夏休みなどの長期休業期間中での夜間における巡回活動や、青少年の非行・被害防止や子ども・若者育成支援の強調月間に合わせた啓発用横断幕の設置、あるいは街頭啓発活動を実施するとともに、県青少年課との合同による有害環境浄化活動として、コンビニエンスストアを中心に、町内店舗 10 か所への立入巡回啓発指導を行い、青少年を取り巻く社会環境の浄化に向けた店舗への協力要請や指導を行ったところであります。

また、下校時にあわせて青色パトロール車での安全パトロール活動などを実施し、子どもたちが安全・安心に下校できる環境作りに努めました。

さらに、青少年や保護者のあらゆる心の問題に対応するため、中央公民館に青少年悩み事相談室を設置し、年間 53 件、延べ 98 回の相談があり、その内容の多くは、学習不安・精神不安、人間関係などに関する相談でございました。

以上をもちまして、青少年対策費の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、第9款教育費についての説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 それでは、第9款教育費について、説明をさせていただきます。

失礼ながら、座って説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書では126ページ、施策の成果報告書では262ページからでございます。

第9款教育費全体でございますが、歳入予算現額13億1,370万6,000円に對しまして、決算額は10億1,032万127円で、執行率は76.9%となっております。

この執行額は、前年度と比較いたしますと、1億558万4,172円、11.6%の増額となっておりますが、この原因が町立学校の耐震補強工事の事業費の増加が主なものでございます。

それでは、262ページから説明をさせていただきます。

最初に、第1項教育総務費の第1目教育委員会費では、予算現額168万5,000円に對しまして、決算額は154万5,639円で、執行率は91.7%となっております。

この費目は、教育委員の報酬や研修旅費等に要した経費が主なものでございます。

全国的な状況といたしまして、子どもたちを取りまく生活環境が変化していく中で、家庭や地域の教育力の低下あるいは学習する意欲、学力・体力の低下及びいじめ問題等の課題が指摘をされているところでございます。

平成18年の教育基本法改正等、教育をめぐる状況も変わり、教育委員会には将来を展望した教育行政を展開していくことが求められております。

これらの要請に応えるため、毎月1回の定例会を開催し、教育行政全般の方針あるいは諸課題について審議を行っております。また、年1回の通学路等の安全点検や学校訪問、あるいは時代に応じた教育や特色ある教育行政の情報収集のため県外研修等を実施いたしました。

なお、小・中学校の新学習指導要領は、平成23年度において小学校で全面実施、中

学校においても平成24年度で全面実施となっております。

続きまして、263ページから266ページの第2目事務局費では、予算現額6,114万5,000円に対しまして、決算額は6,012万5,681円で、執行率は98.3%となっております。

教育長、総務課職員、学校教育指導主事及び外国人英語指導助手等の配置に対する人件費のほか、教職員の健康管理、小中連携教育の充実及び特別支援教育就学指導等の事業の執行に要した経費でございます。

最初に、263ページ、交流活動の推進では、第13回目となる中学生太子サミットを大阪府太子町で開催し、本町の中学生と大阪府及び兵庫県の両太子町の中学生が集い、お互いに学校生活の状況等の情報交換を行うことで交流を深めました。

次に、263ページから264ページ、時代に応じた教育内容の充実のうち、子ども模擬議会につきましては、町議会の協力を得まして8月10日に開催し、各小学校6年生と中学校1年の合計18名が町議会議場におきまして、一般質問を行いました。

子どもたちには議会や行政への関心や意識を高める貴重な体験学習の場となるとともに、1日議員として体験したことをそれぞれの学校や学級活動で報告し、学習しあうことで、他の児童・生徒にも町行政への関心が高まる機会づくりができたのではないかと考えております。

次に、264ページ、外国人英語指導助手の設置では、学校教育の場において、英語や異文化に対する興味、関心を高めるため、外国人英語指導助手を配置し、両中学校において生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の推進に努めました。

さらに、中学校だけではなく、幼稚園・小学校にも外国人英語指導助手を派遣し、小さいころから異文化に親しみ、関心を高める国際理解教育の推進に努めました。

次に、265ページ、小中連携教育の実践では、小学校から中学校へ進学する準備、人間関係などのつまづき防止及び不登校の対策のため、英会話教育、道徳教育及び小中交流事業を中心に小学校と中学校の教職員が連携して推進しておりまして、これは、本町学校教育の特色ある取り組みとなっております。

次に、266ページ、相談体制の充実のうち、就園・就学事務及び特別支援教育就学指導の充実では、医師や学校関係者で構成される就学指導委員会の全体会議を3回開催するとともに、児童・生徒の状況調査等のため、小委員会を12回開催し、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うなど、適

正な就学に努めました。

次に、267ページ、第3目私立学校振興費では、予算現額1,084万4,000円に対しまして、決算額は1,037万7,100円で、執行率は95.6%となっております。

最初に、私立幼稚園就園の奨励では、私立幼稚園に子どもを通園させる保護者の経済的負担を軽減するため、一部国の補助により、法隆寺幼稚園ほか6園について、167件の保育料の助成を行ったところであります。

次に、268ページ、第4目スクールカウンセラー事業費では、予算現額19万円に対しまして、決算額は18万7,200円で、執行率は98.5%となっております。

続きまして、269ページ、第2項小学校費であります。

最初に、269ページから270ページ、第1目学校管理費では、予算現額4億9,404万8,000円に対しまして、決算額は2億1,941万2,452円で、執行率は44.4%となっております。

この執行率が低い理由につきましては、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費の活用によりまして、平成25年3月議会での予算の補正を行いました斑鳩東小学校本館東棟、西棟及び体育館の耐震補強工事について、事業費2億2,959万9,000円を平成25年度に繰越明許したことによるものでございます。

269ページ、教育環境の整備・充実の小学校の運営では、小学校の運営に必要な経費でありまして、その主なものは、消耗品等の需用費、パソコン等の使用料及び庁用備品の購入に要した費用でございます。

次に、小学校の維持管理では、その主な支出は、校舎等の維持管理に必要な修繕費、光熱水費及び委託料等の経常経費でございます。

次に、270ページ、教職員研修の実施・人権問題職員研修の実施では、学校教育の成否は教員の資質に大きく左右されるものであり、教員にはその職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めることが求められています。

国及び県教育委員会等において、それぞれの役割に応じて、研修が実施されており、当町でも独自で新規採用教職員及び新転入教職員の研修を実施するとともに、教育講演会や県費教職員新規採用者懇談会を開催し、教職員の資質の向上に努めたところであります。

次に、校舎の耐震補強では、児童・生徒が安全に学べる学習環境の確保を図るため校舎の耐震補強工事を計画的に進めており、平成24年度では斑鳩東小学校の北館西棟・

東棟及び斑鳩西小学校の本館西棟及び体育館の耐震工事を実施いたしました。

町立学校の耐震化工事は、平成24年度末で26棟中23棟が完了しており、耐震化率は90%となっております。なお、平成25年度に施工いたしました斑鳩東小学校本館西棟・東棟及び体育館の耐震化工事の完了をもちまして、耐震化率は100%となっております。

また、東小学校におきましては、登下校時の児童の安全確保のため、道路側溝の蓋設置工事と敷地南側のフェンスの一部に、新たに門扉を設置したところであります。

続きまして、271ページ、第2目教育振興費では、予算現額5,678万1,000円に対しまして、決算額は5,413万4,499円で、執行率は95.3%となっております。また、予算に残額が生じた主な要因は、臨時職員の人件費及び扶助費等に残額が生じたことによるものであります。

271ページから273ページの時代に応じた教育内容の充実では、国際理解、情報処理、環境との共生及び福祉への理解等、時代のニーズに対応した教育活動を推進いたしました。

小学校に入学した児童が学校生活に適応できずパニックを起こしてしまう、いわゆる小1プロブレムに対応するため、小中連携教育に加え、平成21年度に小学1年生を対象に1クラス30人とする少人数学級を導入いたしました。その後、順次対象学年を拡大し、平成24年度では小学1学年から4学年を対象に少人数学級を実施いたしました。これによりまして、平成24年度では、斑鳩小学校の1学年から4学年で4クラス、斑鳩西小学校の2学年で1クラス、東小学校の第4学年で1クラス増加をしている状況であります。なお、平成25年度におきましては、小学校第5学年までこの30人学級を拡充しております。

次に、272ページから273ページにかけての特別活動の推進では、児童の自主性や個性を伸ばすため、各種学校行事、学級活動及びクラブ活動等に助成を行いました。

次に、273ページ、情報教育の推進では、児童の情報技術を向上させるとともに、学校内での日常的なコンピュータ機器等の活用により、児童の理論的な思考力、想像力及び表現力等を高めることができたと考えております。

次に、日本伝統文化の学習では、斑鳩小学校では能楽、斑鳩西小学校では茶道、斑鳩東小学校では和太鼓といった分野で伝統文化の学習を行いました。児童が自国、自分の国の伝統文化である能楽、茶道及び和太鼓に触れ、自国の、自分の国の文化・伝統への興味・関心を高めるとともに、公共の場でのマナーや態度も身につけることができたの

ではないかと考えております。

次に、273ページの教科指導等の充実では、総合的な学習時間等を通じて、時代ニーズに応じた教育活動を推進し、子どもたちの生きる力を育んだところであります。また、支出の主なものは、教材用の消耗品と備品の購入によるものであります。

次に、学校図書整備では、児童の主体的な学習活動を支えるとともに、読書活動を通じて児童の人間形成や情操を育むため、小学校の学校図書室の図書の整備、充実を図りました。また、全校一斉の始業前や授業中の読書活動・図書の読み聞かせ及び町立図書館の学校への図書の貸出等の連携など、児童の読書活動を推進する取り組みを行っております。

次に、274ページ、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担軽減のため、必要とする支援を行いました。

次に、小学校講師の配置では、児童の学校生活の充実のため、町費講師9人を配置し特別支援教育及び30人学級の充実を図っております。

次に、275ページ、生活困窮世帯への支援の充実のうち、要保護・準要保護児童就学援助では、児童が安心して学業に専念できるよう、経済的な理由のために就学困難な児童の保護者に対しまして、学用品、校外活動費及び給食費等の援助を行いました。

次に、276ページから277ページの第3目保健体育費では、予算現額7,457万8,000円に対しまして、決算額が7,378万6,012円で、執行率は98.9%となっております。

最初に、276ページ、児童の健康推進では、児童の疾病の早期発見のため、健康診断を行い健康維持と心身の健康の増進を推進いたしました。

次に、277ページの学校給食の充実では、学校給食の実施に際しまして、児童の食育の推進あるいは食物アレルギー等に積極的に対応するため、学校栄養職員を全校に配置するとともに、地産地消の観点から地域食材を使用し、学校給食の充実を図りました。また、安全で安心できる給食を提供するため、給食調理員の健康管理あるいは調理器具等の衛生管理に努めたところであります。

さらに、県の補助金の廃止後におきましても、当町では給食費の一部助成を継続し、保護者の負担軽減を図っております。

続きまして、278ページの第3項中学校費であります。

まず、278ページからの第1目学校管理費では、予算現額4,470万2,000円に対しまして、決算額は4,255万7,794円で、執行率は95.2%となっております。

おります。

278 ページ、教育環境の整備・充実のうち、中学校の運営では、中学校の運営に必要な経費でありまして、その主なものは、学校用務員の人件費、消耗品等の需用費、パソコン等の使用料及び学校備品の購入に要した費用であります。

次に、中学校の維持管理では、その主なものは、校舎等の維持管理に必要な修繕費、光熱水費及び委託料の経常経費でございます。

次に、279 ページ、教職員研修の実施・人権問題職員研修の実施では、小学校と同様、新規採用教職員及び新転入教職員の研修を実施するとともに、教育講演会や県費教職員新規採用者懇談会を開催し、教職員の資質の向上を図ったところであります。

次に、ダッグアウトの設置では、斑鳩南中学校にダッグアウト2基と伴うベンチの設置を行ったところであります。

続きまして、280 ページからの第2目教育振興費では、予算現額4,850万4,000円に対しまして、決算額は4,699万7,238円で、執行率は96.8%となっております。

前年度と比較して1,411万4,440円の増額となっておりますが、その主な要因は、新学習指導要領の完全実施に伴う教職員用の教科書・指導書の購入、あるいは30人学級の拡大による講師人件費及び扶助費の増加によるものでございます。

280 ページからの時代に応じた教育内容の充実では、小学校を卒業し中学に入学すると学習理解力が落ち不登校が増えるなどのいわゆる中1ギャップに対応するため、小中連携教育に加え、平成24年度は、中学1学年から2学年を対象に少人数学級の拡大を図ったところであります。これによりまして、平成24年度では、斑鳩中学校の第1学年から2学年で2クラス、南中学校では第1学年で1クラス増加したところであります。

次に、280 ページの教科指導等の充実では、総合的な学習の時間をとおして、キャリア教育や情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代のニーズに応じた教育の展開を図っております。また、新学習指導要領の円滑な実施に向け、教材や備品等を整備するとともに、学力向上の支援や体験活動を推進いたしました。

次に、281 ページ、特別活動の推進では、生徒が自ら学び、自ら考える能力や社会に主体的に適応できる能力の育成を図るため、文化活動や部活動、校外活動に対し助成を行いました。

次に、学校図書整備では、小学校と同様、生徒の主体的な学習活動を支えるとともに

に、読書活動を通じて生徒の人間形成や情操を育むため、中学校の学校図書室の図書の整備、充実を図りました。

次に、283ページ、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や給食費等の支援を行っております。

次に、中学校講師の配置では、平成24年度に30人学級を1学年から2学年に拡大実施したことにより、30人学級に対応する講師3人と教科補充等の講師4人を採用し教育の充実を図ったところであります。

次に、284ページの要保護・準要保護生徒就学援助では、生徒が安心して学業に専念できるよう、経済的な理由のために就学困難な生徒の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等の援助を行いました。

続きまして、285ページ、第3目保健体育費では、予算現額3,576万5,000円に対しまして、決算額は3,545万9,530円で、執行率は99.1%となっております。

教育環境の整備・充実の生徒の健康推進では、児童の疾病の早期発見のため、健康診断を行い健康維持と心身の健康増進を推進したところであります。

次に、286ページであります。学校給食の充実では、学校給食の実施に際しましては、小学校と同様、生徒の食育の推進、あるいは食物アレルギー等に積極的に対応するため、町費により学校栄養職員を全校に配置するとともに、地域食材を使用し学校給食の充実を図りました。また、安全で安心できる給食を提供するため、給食調理員の健康管理あるいは調理器具等の衛生管理に努めたところであります。

さらに、小学校と同様、県の補助金の廃止後におきましても当町独自で給食費の一部助成を継続し、保護者の負担軽減を図ったところであります。

続きまして、287ページ、第4項幼稚園費であります。

第1目幼稚園費では、予算現額1億2,605万9,000円に対しまして、決算額は1億2,305万638円で、執行率は97.6%となっております。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。

文部科学省が示す幼稚園教育要領に基づき、遊びを中心とした生活のなかで、一人ひとりの個性に応じた総合的な指導を行い、人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力、物事に自分から関わろうとする意欲の形成に努めました。

287ページ、幼稚園の運営では、幼稚園教職員に係る人件費のほか、特別な支援を必要とする園児に対応するための補充などに11名の臨時講師を配置し、幼児教育の充

実を図りました。その他、臨時事務員の人件費、消耗品等の需用費、パソコン等の使用料及び幼稚園備品の購入等の費用となっております。

幼稚園就園の奨励では、町立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減いたしました。

次に、288ページ、幼稚園施設の維持管理では、園舎の維持管理に必要な修繕費、光熱水費及び委託料等の経常経費であります。

次に、教職員研修の実施では、教員の資質向上のため教員に基礎的な素養、実践的な指導力を身につける研修等を受講させるとともに、園内研修も実施したところであります。

次に、幼稚園教育の充実では、本町の子どもたちが夢や希望を大きくふくらませながら成長できるよう、一人ひとりの個性や自主性・創造性を高めていく教育を推進いたしました。

次に、園児の健康増進では、園児の疾病の早期発見のため、健康診断を行い健康維持と心身の健康増進を推進いたしました。

最後に、プールの改修では、斑鳩東幼稚園のプール本体とプールサイドの改修を行ったところであります。

続きまして、290ページであります。

第5項社会教育費、第1目社会教育総務費では、予算現額4,919万8,000円に対しまして、決算額は4,773万5,966円となっており、執行率は97%となっております。

主な支出といたしましては、職員4名の給料等人件費となっております。

まず、生涯学習の充実であります。

本町における生涯学習を総合的に支援するための行政計画として、生涯学習に取り組む環境を総合的に整備し、生涯学習推進の諸施策の体系化などを明文化した生涯学習推進計画を社会教育委員会議などで協議をいただきながら策定をしたところであります。

次に、教育環境の整備・充実についてであります。

放課後に子どもたちが安全で安心して暮らせる居場所を確保し、さらに地域の方々の支援を得て様々な体験や交流をすることにより、子どもたちが地域の中で健やかに育まれる環境づくりを目的に、各小学校において放課後子ども教室を開催いたしました。また、地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図り、学校と地域が地域の子どもたちを育てる機運の醸成を図るため、各小中学校の図書整備や体

育や生活科の授業の補助といった学習支援などの学校支援事業を、地域のボランティアの協力を得る中で実施し、地域力の向上を図ったところであります。

次に、291ページの人権意識の高揚についてであります。

住民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、互いに認め合い、強い絆で結びつき、生きていることや住んでいることの喜びを共感できるまちづくりをすすめるために、一人ひとりが自分自身の課題として、生涯を通じた人権問題について理解を深め、実践に移していただくための研修機会として、人権セミナーを計6回開催し、人権意識の高揚に努めたところであります。

次に、292ページの良い子育て環境づくりについてであります。

家庭教育は、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、そして、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っております。また、学校や地域社会での子どもたちの活動にも影響を与えるすべての教育の出発点であります。親の価値観やライフスタイルの変化により、社会全体の問題として、家庭における教育力の充実を図っていくことが求められているところであります。

このような状況の中、今まさに子育てに奮闘されておられる保護者の皆さま並びに各地域で活躍されている方々を対象といたしまして、家庭教育学級を開催するとともに、本年度につきましては、11月の家族の週間にあわせて、家庭そして家庭を取り巻く地域の役割や大切さを認識していただき、地域力の醸成を目的に家庭教育講演会を開催し、良い子育てが行える環境づくりに努めたところであります。

次に、子ども・若者育成支援の充実についてであります。

平成23年度末をもって廃止をいたしました斑鳩町立青少年野外活動センターの管理棟などの施設撤去工事を行うとともに、青少年期における野外体験活動の重要性から、町外の野外体験活動施設を利用される青少年の健全育成を目的とする団体に対し、7件で27万3,000円の補助金を交付し、青少年の健全育成の支援に努めたところであります。

次に、293ページの交流活動の推進についてであります。

20才となった、あるいは年度中に20才となられる青少年を祝い、また励ますために、成人の日にかかるがホールにおいて、降雪の中ではございましたが、成人式を開催いたしました。

今回の成人式の対象者は283人に対しまして、当日が216人出席をいただきまして、その率につきましては76.3%となっております。

次に、294ページ、第2目公民館費であります。

予算現額1億162万3,000円に対しまして、決算額は1億81万7,718円で執行率は99.2%となっております。

まず、生涯学習の充実についてであります。

昭和58年に完成の中央公民館は、施設や設備の老朽化が全体的に進んでいることから、平成23年度から大規模な改修工事に取り組んでいるところであります。平成24年度におきましては、空調設備の電氣化に伴う電氣需要量の増加に対応するため、変電設備の増設工事を行うとともに、大ホールの照明設備の改修工事を行いました。この変電設備の増設工事によりまして、平成25年度に予定しております空調設備の電氣化による電氣需要量を賄うことができるとともに、大ホールの照度を高くすることで、講演等の資料が見やすくなったのではないかとこのように考えております。

また、中央公民館・東公民館の雨水の排水を適切に流出させるため、でこぼこになっておった駐車場の改修工事を実施し、利用者の利便性の向上に努めたところであります。

次に、295ページの公民館教室の開催についてであります。

多様化する住民の学習ニーズに対応するため、前年度に実施したアンケートなども参考にする中、誰もが気軽に参加でき、また、生きがいつくりの場として、15の公民館教室を開催いたしました。結果、211人の受講生がございまして、1年間それぞれの教室で学んでいただいたところであります。

また、296ページの生涯学習推進事業活動の支援では、各自治会における生涯学習活動の活性化を図ることにより、更なる地域力の醸成や生涯学習活動の促進を図るため、平成23年度に補助金交付要項の一部改正を行い、全自治会への周知を図る中、自治会における生涯学習活動の支援に努めたところであります。

次に、生涯学習・生涯スポーツ推進体制の整備についてであります。

中央、西、東公民館の利用状況は、利用回数で7,255回、利用者数は10万3,037人となっております。また、利用人数では中央で77,466人、東で15,146人、西で10,425人となっております。前年より、中央公民館の利用者が約4,000人減少となっておりますのは、中央公民館の大ホールでの照明設備改修工事により、その期間中、大ホールが使用できなかったためというふうに分析をしております。

また、1日当たりの利用者数は、中央公民館で平均で約256人、東公民館で平均で

約49人、西公民館で平均34人となっております。

次に、297ページ、第3目文化祭費であります。

予算現額115万4,000円に対しまして、決算額113万418円となっており、執行率は97.9%となっております。

各種芸術・文化の振興と芸術・文化に接する機会の提供や意識の向上を図ることを目的として、いかるがの里文化芸術祭を11月3日の文化の日から11月7日の4日間を会期として、いかるがホールにおいて開催をしたところであります。式典を初めお茶会、美術展覧会、菊花展などに加え、町制65周年を記念し、本年度は全小学校に出演依頼をし、斑鳩小学校の児童による能、斑鳩東小学校の児童によるバトンフラッグダンス、そして、斑鳩西小学校の児童によるいかるが音頭のアトラクションを実施し、多くの児童と保護者の方々にも文化芸術祭に親しんでいただいたところであります。

次に、298ページ、第4目文化財保存費であります。

予算現額3,287万5,000円に対しまして、決算額は2,433万6,549円となっており、執行率は74%となっております。

まず、歴史文化資源の保全、活用であります。

文化財の維持管理では、町で管理をしております指定文化財のうち、史跡中宮寺跡や町史跡駒塚古墳などの草刈り業務あるいは史跡藤ノ木古墳石室の自動警備管理業務を委託により実施をいたしました。

また、町内遺跡の発掘調査、保存では、竜田城跡における個人用倉庫建築に伴う緊急発掘調査を1件実施するとともに、町内に所在する埋蔵文化財が適切に保存されるよう実施してまいりました発掘調査の情報の共有化を図る目的から、国庫補助事業により平成17年度に実施した法輪寺境内における発掘調査等の調査成果の概要報告書を取りまとめたところであります。

次に、299ページの公共事業に伴う発掘調査といたしましては、法隆寺五丁地区地域交流館建設に伴う発掘調査では、町内では出土例の少ない縄文土器の出土があったものの、顕著な遺構は検出されませんでした。また、酒ノ免遺跡における公共下水道工事に伴う発掘調査も実施をいたしましたが、顕著な遺構・遺物はございませんでした。

また、出土遺物の保存・整理では、国の緊急雇用創出事業を活用し、上宮遺跡の出土遺物の実測や撮影等の整理作業を進めました。

次に、300ページの文化財の啓発では、前年度に実施した発掘調査や春日古墳の3次元レーザ測量調査の調査成果など、平成23年度に実施した文化財の調査・研究の成

果について紹介する展示会を開催し、文化財の啓発を推進いたしました。

次に、町指定文化財候補の調査では、町内に所在する町指定文化財の候補となる文化財への基礎調査として、大字三井地区に所在する瓦塚古墳群の航空レーザ測量調査を実施し、古墳の立地状況あるいは墳丘の現状等を把握することができました。また、昨年度に測量調査を実施した春日古墳の墳丘裾部の確認を目的とした小規模な発掘調査の実施をいたしております。

次に、歴史文化情報の発信であります。

史跡藤ノ木古墳の石室の公開につきましては、5月5日と6日に春季の石室の特別公開を開催し、2,067名の見学者を得たところであります。また、斑鳩文化財センター秋季特別展開催中であり、11月3日と4日にも、石室特別公開を開催し、1,773名の見学者を得たところであります。

次に、301ページの小田原市との文化交流事業の開催につきましては、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定締結1周年を記念いたしまして、交流展「小田原北条氏五代 100年の興亡」と題した展示会を斑鳩文化財センターにて開催いたしましたところ、2,570名もの見学者を得たところであります。また、開催初日の2月10日の午後1時より、天理大学の谷山教授や小田原市の文化財担当職員等によるシンポジウムを開催したところ、約250名の参加を得たところであります。

次に、歴史文化の拠点づくりについてであります。

史跡中宮寺跡の整備では、平成23年度から進めております出土遺物の整理作業を引き続き行うとともに、その調査成果をとりまとめました史跡中宮寺跡発掘調査報告書を作成いたしました。また、史跡整備の実施設計の基礎となり基本方針などを定めた史跡中宮寺跡保存整備基本設計を作成したところであります。

次に、302ページ、第5目図書館管理運営費であります。

予算現額7,936万1,000円に対しまして、決算額7,755万4,287円でありまして、執行率は97.7%となっております。

生涯学習・生涯スポーツ施設の充実であります。

図書館サービスの充実では、図書館にありますAVルームを、小会議やおはなし会などが行えるよう多目的室として改修するとともに、DVDなどが視聴できるAVブース機器の更新を行い、施設の充実を図りました。

また、聖徳太子歴史資料室におきましては、年間4,032人の利用があり、地域資料に関する調査・相談件数の延べ688件でありました。また、歴史資料室講座として

「竜田川の自然と歴史」を開催し、70名の参加者からも好評を得たところであります。

そして、貴重資料に関しましては、「夢殿」という書籍の17冊のデジタル化を行い、複製本の閲覧で貴重資料の保存に努めるとともに、聖徳太子研究書や法隆寺絵葉書等の蔵書収集に努めたところであります。

次に、303ページ、町立図書館蔵書の充実では、図書館の蔵書につきましては平成25年3月末現在162,518冊で、一般書が124,371冊、子ども向けの児童書が38,147冊となっており、引き続き斑鳩町を中心とした地史類の収集を行ってまいります。

続いて、304ページ、図書館の利用状況であります。平成24年度の図書館利用者は196,581人となっており、開館以来の利用者の累計は、3,216,667人となっております。

また、図書館の業績評価の目安となります図書の貸出冊数は、公民館図書室の貸出冊数も含め、403,025冊、予約受付件数16,428件となっております。

また、平成24年9月には、開館15周年を迎えましたことから、記念行事として、人形劇団クラルテによる人形劇を開催し、幼児やその保護者135名の参加のもと、人形劇を楽しみながら、親子のコミュニケーションの形成にも努めたところであります。

次に、305ページ、第6目文化財活用センター管理運営費であります。

予算現額3,066万円に対しまして、決算額は2,987万3,504円となっており、執行率は97.4%となっております。

まず、文化財活用センターの運営では、文化財の情報発信として、通常の展示以外に季節ごとの展示会を開催しまして集客に努め、年間総数12,960名の入館者を得ることができました。特に、国宝藤ノ木古墳出土品の里帰り展として定着してまいりました秋季特別展の見学者に対しましては、より深く藤ノ木古墳の学習をしていただくことを目的とした「斑鳩 藤ノ木古墳の馬具展」を開催するとともに、その展示図録を作成いたしました。また、平成23年度の文化財センターの事業内容や調査・研究成果等を報告書としてまとめた「斑鳩文化財センター年報 第2号」を刊行したところであります。

次に、307ページのこども考古学教室の開催につきましては、郷土の歴史に対する関心を深めていただくことを目的に、小学生4年生から6年生の児童とその保護者を対象とした勾玉づくりや鏡づくりのほか、平成24年度より新たに取り入れえました埴輪づくりといった体験学習や古代寺院めぐりを実施をいたしました。また、新たに中学生以

上の方を対象としました斑鳩考古学講座として、埴輪づくり講座を実施したところであります。

次に、308ページ、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、予算現額2,380万4,000円に対しまして、決算額は2,304万5,090円となっており、執行率は96.8%となっております。

まず、生涯スポーツの充実であります。生涯スポーツの支援として、住民の生涯スポーツを推進するため、体育協会を初めとする競技団体など、総合型地域スポーツクラブ「元気クラブいかるが」の活動に対して支援を行いました。また、学校の夏期休業中において、生活習慣を整え、ランニングを通じて体力の向上を図るとともに、ランニングの基礎を学び、競い合いながら仲間との連帯感を養う機会づくりとして、町内の小学5年生・6年生、合計65名の参加のもと「体力アップ！夏休みランニング教室」を初めて開催いたしました。3月2日に開催の奈良県市町村対抗子ども駅伝大会には、この夏休みランニング教室の参加者も選手として選考される中、厳しい練習の成果を十二分に発揮し、斑鳩町選手団が町の部において3位入賞、市町村全体の順位も8位入賞という過去最高の結果を得たところであります。

次に、309ページのマラソン大会の開催についてであります。

健康・体力づくりを推進するために斑鳩三塔健康走ろう会及びいかるがの里・法隆寺マラソンでは、全国各地より2,891人の参加者を得て、各関係機関、ボランティアの方々の協力のもと開催をいたしました。また、当日は、小田原市との間で結ばれました法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を記念して、小田原市からも市民ランナーの参加をいただくとともに、本町の住民も3月10日に小田原で開催されました小田原尊徳マラソンに参加し、マラソンを通じてのお互いの住民交流を図ったところであります。

次に、310ページ、生涯学習・生涯スポーツ施設の充実であります。

学校体育施設の開放では、地域住民にとって最も身近に利用できるスポーツ施設として、また、地域のスポーツ活動の拠点として、小学校体育施設を土曜・日曜及び平日の夜間に住民に開放し、年間を通じて、登録スポーツクラブなど、2,120回の利用があったところであります。今後も施設の有効利用に努め、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

次に、311ページ、第2目町民体育大会費であります。

予算現額133万4,000円に対しまして、決算額80万4,431円となっており、執行率は60.3%となっております。

予定をしておりました町民体育大会につきましては、開催当日の悪天候が予期されたことから、前日に中止の決定を行いました。前日の中止という、その間際ということで、参加賞の購入や体育振興助成金など、それまでの準備に要する費用について支出をしたところであります。

次に、312ページ、第3目健民運動場費であります。

予算現額566万5,000円に対しまして、決算額531万26円となっており、執行率は93.7%となっております。

健民運動場は、住民の屋外スポーツの拠点として、常に良好な状態で使用できるよう、昨年度、国のきめ細やかな交付金を活用して健民運動場の改良工事を実施したことから、改良土の補充土の購入や補充土の保管ヤードを設置し、その良好な状態を維持できるよう努めたところであります。

次に、313ページ、第4目町民プール運営費であります。

予算現額864万8,000円に対しまして、決算額730万889円となっており、執行率は84.4%となっております。

7月1日から8月31日までの2か月間に、7,137人の利用がございました。利用者の内訳は、大人2,503人、小人4,634人となっております。

運営につきましては、平成9年8月8日に発生をいたしました小学生の痛ましい死亡事故を教訓といたしまして、安全確保の徹底を行い、特に幼児を初めとする子どもの安全を図るため、保護者同伴での来場を徹底するためのチラシなどを配布し、事故防止に努めるとともに、万が一の事故に備え、監視員を初めとする関係者全員に救命救急講習を受講させたところであります。

また、当プールは、昭和53年に建設をされており、新耐震基準以前の建物であることから、国の社会資本整備総合交付金を活用し、耐震診断業務に係る費用を補正し、平成25年度に繰越を行ったところであります。

次に、314ページ、第5目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費であります。

予算現額2,508万3,000円に対しまして、決算額2,477万7,466円となっており、執行率は98.7%となっております。

本町のスポーツ施設の拠点として、住民の健康づくり、体力づくり及びレクリエーションの場として、また、住民相互の交流の場として、適正な管理運営に努めました。アリーナ、武道場を初めとするスポーツ施設の利用者は、117,509人となっております。

以上、教育費の決算状況でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりました。

ここで、13時まで休憩いたします。

(午前 11時38分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

それでは、第9款教育費についての質疑をお受けいたします。

坂口委員。

○坂口委員 報告書の309ページ、マラソン大会の開催のことなんですけれども、実施状況の参加人数、これ両方足したら約1,700人になるんですけど、マラソンのほうね、10キロハーフを足すとなるんですけど、59ページの内容のほうを見ると、1,928人というふうになってるんですけど、この違いをちょっと教えてください。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 309ページおきましては、今おっしゃられたとおり実際に参加された人数を記載させていただいております。それが、ハーフで1,206人と10キロで492人ということでございます。

そして、先ほど申された1,928人につきましては、申込み時の人数を記載させていただいております。

それから、近年、マラソンのブームでありますので、あちこちで大会等がございますので、重複して登録されておられる方とか、当日やむなく欠席された方とかということがございます。

○嶋田委員長 坂口委員。

○坂口委員 それと、目標が、27年度で3,000人というふうに、結構あと1,000人ぐらいのあれがあるんですけど、もう少し人数をふやすためには有名人を招聘するとか、何かそのような手だてというのは考えられないですかね。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 ここに目標は書いてますけど、警察のほうからは1,500人にもう制限をせいと。

というのは、パトカーとか先導隊が行く中で先導車と接触するというのか、本部で言われてますから。西和警察は、とにかく町長さん、もう1,500人ぐらいにしてほし

いと。私は2,000までと申しあげてるんですけど、もうそれ以上したら事故が起こる可能性がある。先導隊というのは、これはなかなかマラソンというのは、必ず奈良県でもどこでも一緒なんですけど、パトカー、ああいうあれを呼んでくるのはなかなか難しいんです。あれで、なかなか言うたらすぐ来るとこのじゃなしに、一遍、斑鳩でやったからもうこうしてやってもうてますけども。

それと、もう、先頭の方とは接触するような段階が何回起きてるということで、私の中で、そんな2,000人ぐらいやったらいけますやろうと言うたら、いや、もう1,500人ぐらいでとめてもうたほうがよろしいと。

ただ、これ、1,900人ぐらいになってますけど、当日来るのが千四、五百人ということでございますから、坂口委員の気持ちはよくわかるし、我々としてももっとふやしたほうがええというような感じは持ってますけど、そういうことで西和警察から特に指導をされてますので、そういう点では守っていかないかんということです。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

宮崎委員。

○宮崎委員 272ページの日本伝統文化の学習というところなんですけど、これ、各小学校で違うことをされてるんですけど、茶道と能とされてるんですけどね。これ、小学校でやってることが違うんですけど、逆に、違う小学校の子が違うほうをやりたいとかいう希望はないんですかね。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 私もさっき、説明の中で申しあげました、各学校伝統芸能、違うものに取り組んでおられます。各学校での特色を出した取り組みということでありますけれども、今ご質問の、私もそれがやりたいといったことで、例えば転入という形の希望も特に聞いてございません。

○嶋田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 わかりました。

次ですけど、289ページの幼稚園の園長さんの廃止ということなんですけど。

3園で943万円、お給料にしたらそんな高くはないんですけど、私が1つ懸念したのは、園長さんやから多分許可は持っておられると思うんですけど、ずっと職員で来られた方が、はよ言うたらその長になれないということで、仕事のほうが、どうせなれへんのやったらとかそういうふうな感じでならへんのかなと思ってたり、職員の意気ですよね、仕事に対する意気が消沈しはらへんのかなと思ってるねんけど、そんなんはな

いんですかね。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 今、園長につきましては元学校長経験者でありますとか、他所での園長経験者になっていただいているところでもあります。

将来的に、前にも一般質問等々でお答えはしてるんですけども、将来的には当町で幼稚園の教諭をしてる者ですね、将来的には教頭あるいは園長までいくかどうかわかりませんが、そういった道筋をつけていくことが適当ではないのかなと思います。

というのも、元気な盛りの子どもの相手をしておりますので、やはり高齢化してくると、どうしても子どもと直接対応の中で難しい場面も出てくる可能性もございますので、一定の年齢等々を勘案する中で、例えば教頭に上げていくといったことについては検討をしているという状況でございます。

○嶋田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 もう1つだけ聞きたいんですけど、その園長先生というのは期間というの限定しているんですか。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 1年ごとの任期で、更新という形になってます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 今の同僚議員の関連というのを先にちょっとお話ししたいんですが。

最初に、日本伝統文化の学習ということで、みんなそういうことができるのかというような意味で聞かれたのかなと、私は思ってたんですが。教育長は、そういうあれは聞いてないという返事で。

そしたら、もし、例えば斑鳩小学校の生徒が西小学校で茶道の指導を受けると、そういうことは可能なんですか。それはもうやっぱりできないんやということなんですかね。どちらでしょうか。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 中学校の部活動、クラブ活動において、例えば両中学校にあるクラブ、ないクラブがあります。その中で、こっちのほうの、例えば南中学校校区なんだけども、斑鳩中学校にしかないクラブに入りたいといった場合については、そのクラブに入るという条件で、クラブに在籍している以上はそこに区域外就学という適用はさせていただきます。

ただ、小学校で今そういった事例が出てきてないという状況もある中で、もしそういった要望があるということになったとします。例えばその学校、学校で対応は、例えばお茶の時間だけ何とかするとか、そんな交流的なそんなのではできるかと思うんですけども、それを理由として、ずっと1年から6年までずっとお茶をやっているわけじゃないので、そのこともあるので、そういった対応でしていくほうが適當、もし出てきた場合は、そういった対応が適當じゃないのかなと、今はそういうように考えています。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 今、教育長が言いましたけども、茶道の場合はかかるがホールで茶道教室というのがやってまして、小学生が十何名来てますけども、そういう点では金管バンドみたいなもので、仮に西小学校でやってたかって、東小学校の人が申し込んだら行けるといことで、そういうことはやっております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 教育長はちょっとその先のことまで、校区外のことをできるのかと聞いているようにちょっと勘違いされたかなと思うけど。

(「あ、違いますのん」と呼ぶ者あり)

○小野委員 違う、違う、そんなこと。だから、中学校の。

今、町長がおっしゃってもうたように、もちろんそういう弾力性がある日本伝統文化の学習ということで企画されているのかだけを聞いたんですけど。別にこのことによって斑小から西小へ、茶道を受けたいから西小へ校区がえするようなこと、そういうことをお聞きしたのと違いますよ。

すみません、そしたら続けていきます。

274ページと283ページ、両方に小学校と中学校とありますが、少人数学級編制のということで、今、斑鳩町は30人学級ということで随分進んでいるように、全国的に見ても進んでいるように聞かされてますけどね。

その狙いとしては、いろいろな生徒に先生からの目が行き届くようにするんやからいいだろうというような、そういう見方をしておられる議員さんもおられますし、そのことで予算でも修正案を出された方もおられましたので、あ、そういう見方をするんかなと思っていたんですがね。やれる範囲では、私はいいと思いますねんけど、やはりこの30人学級を進めていくためには、今回もそうですが町費講師を配置したということで、経費面でもやはり少なからず要と思います。

それと、監査委員が統廃合ということも視野に入れて検討しなければいけないと、経

費の節減ということで。30人学級を続けていく限り、今の校舎も要るだろうし、それから校舎の管理もあると。

だからこの際、やはり国は35人学級ということを出してますし、そしたらその5人がどうだこうだとはないんですが、あまり、財政的なことも考えて、30人学級というのはあまり私は効果はないと思います。

むしろ、いじめ問題については、私はもう前々から感じてるのは、少人数のほうがいじめ問題が生じやすいと、そのように考えてます。偶然、この決算委員会の初日に代表監査委員さんが見えになっていましたので、休憩に入ったときにちょっとそういう話もしてみたら、代表監査委員さんにしたら、やはり大きい人数のほうがいじめに関しては抑止力が働く、だから個人的には私はこの30人学級でいじめが発生しにくくなるということは考えにくいと、そのような意見も話してたんです。私もそうだと思います。この30人学級をしていく意味が、今となっては、私はあまりにもわからない。もう一度考え直すときがきてるんじゃないかなと、そのように思ってます。

少ない学級で、キャパの問題で教室が30人以上が入ったら入れないというような大きさではないと思うんですね。もともとはやっぱり40人、50人入ったところですし。そこでこの30人学級にしてかかっていく経費というのはものすごいものだと思います。考え直してもらいたいなど。

それと、今、編制されるときに30人を超えたらもう、例えば1学年が91人いてたら、もうこれは30人を超えるところがあるということだから、本来は90人、3つで済むところを4つにクラスを編成されてると、現在はね。そういう厳しい数字だと、私は認識してるんですが、そういうことをこの少人数学級の編制ということは議会も認めただと思いますけどね、やはりもう一回考え直すべきだと、そのように思うんですが、その点について、どのようにお考えですか。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 なるほど、30人学級を編制していくに当たり、教員の配置について多大の予算を使わせていただいている、議会のご理解を得ながら使わせていただいている現状でございます。

先ほど、いじめに対する見解も合わせて述べていただいたわけでありまして、私もどもが考えるのは、少人数のクラスの中で、やはり教員の、教師の目の行き届く力といえますか、そういうのについてはやっぱり少人数のほうが大きい影響力があるというふうに考えてございます。

また、いじめの発生について、少人数だから抑止できるという面もあるのではないかとはいふには考えています。大人数であれば抑止力が働くという意見もあるんでしょう。でも、少人数の中で教員の目が行き届く範囲の中でいろいろないじめの目を早期に摘み取っていくことができるという一面があるのではないかとはいふなことも考えているところでございます。

その証拠に、去年の実施したアンケートも、件数は上がってきておりますものの、大きないじめにつながっていない、また、いじめが起こっても対応がすぐできていた状況も出てきているわけであります。

いじめについては、以上、いろいろお考えがあるので、これ以上は申しあげませんが、ただ、今ご質問の例えば91人になったら、当然、国の40人学級編制でしたら3クラスになります。当町の基準でいきますと30人学級ですので、二十二、三人になるんですかね、そういったことで編制をしていくわけでありますけども、そうしたことで先ほど申しあげました、いじめ等々以上に学力のきめ細かな指導等々についても、やっぱり行き届いた指導ができるといった面もございまして、当面の間、そういった状況で、せっかくここまでしていただいている中、教育委員会の事務局を預かる身としては今後も一定続けていっていただければいいなというふうには考えております。

例えば、もうずっと先の話になりますけども、31人、1学年が31人だったといった場合だったら、そのまま適用すれば2クラスで15人と16人のクラスというふうになります。そこまではちょっと考えてはございませんでして、当町の実施要項の基準が教育委員会で以前諮っておられまして、今、35人、国が第1学年35人学級と決めておりますけども、35人学級で申しますと36人になりますと18人と17人のクラス編成といったこともございまして。そこまでいくまでに、一学年30人とか36人というところにいくまでに、やはりこの前、監査委員さんもおっしゃていましたし、今、委員がご紹介いただきました学校の統合ということについても、やっぱりそういった条件になると、そういった運営についても考えていく必要があるということもございまして。

とりあえず30人学級を編制をする中でも、やはり国の35人学級における18人なり17人、あるいはもっと大きな20人を切った場合はどうするねんということについては、学級を分割せずに副担任を置くといった考え方もございまして。そういったことで、そういった基準について、教育委員会では取りまとめを行いたいというふうな状況でございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 教育長といろいろこれ、協議もしていったらいいのかなと思いますねんけど、教員の目の行き届く範囲が30人だというのが、プロでしょう。やはり教職として何人を見るのが教員だという、それがあつてですよ。何もこちらから30人以上は目が行き届きませんやろうと、そういう教師をくださいと、そういうことを言うてるのと違いますやろ。だから、その基準というのがあるんですよ。30人だったら目が行き届くから大丈夫やという、そういう教員なんかもらわんといたらよろしいですよ。それしか能力がないねんやったら。そのようなことも、あえて私は言いたいんですよ。

それと、今、いじめのことでいろいろ発覚してる中で、教員が気づかなかつたから起きたというふうなことを全国で言うてるんですよ。そしたら、そのクラスの中で抑止力が働くというのは、例えば30人のところで10人がある人をいじめようというように動いてたときに、残りの20人は傍観してるんですよ、少ないから。これが40人となつてきたら、30人の中で、残りの30人の中で20人ぐらいがやめとけという話になつてくる。それを抑止力というんですよ。30人やから抑止力が働くというふうな表現は全くないんですよ。だから、抑止力が働く可能性というのはそういうものです。

そういうことで、その30人学級にする理由というのが、私には今の段階では見当たりません。

お聞きしたいんですが、勉強不足で申しわけないけども、斑鳩町は、国とかそういうところのほかの市町村の標準的な人数、それらをあえて先進的に30人にされたのはいつからですか。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 平成21年度から、小学校1年生で初めて導入させていただいた経緯がございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 そのときの議論というのを私は知りませんので、調べたらわかるんやろうけどね。議会もそれは承認してるんやということで結構なんですけどね。

そして、今、私はなぜこのことにまた食い下がってきたかというのは、監査委員がそのようなことを、小中学校の統廃合も考えて、いろいろな問題があるから早く考えていこうということで。それで、私が一般質問をしたときにも、この人数のことで教育長が答弁いただてるんやけどね、まあまあ、それはそれでいいということなんですけど。

やはり、もう5年目ですよ、21年から。やはり、私は今すぐやめよとかそんなん言うてません。やっぱりこれを検証しようと。経済的なことも考えて、それを検証した

らどうですかということ、この決算の委員会で言うてるだけで、これをずっと続けていくということに対して、1回ちょっと考えてみようと。議会とも相談してください、教育委員会にも相談してください、そういうことを提案してるわけなんですから。

今の教育長のあれでは、ずっとこのまま30人学級が効果があると、財政的には負担が多いということは感じてるけど、このまま続けていきたいと、そういう意味で答えいただいてますが、もう一度検証する、全体のことを考えながらそういうことを検証していくことは私は必要やと思います、別に、もうそれはこのままでいいと考えておられるのかどうか、ご答弁願いたいと思います。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 先ほども申しあげたとおりでございますけども、私は財政状況が厳しくなっていく中で、それでも30人学級を永遠に続けていくというようなことは毛頭考えてございませんで、一定の時期等々について、町財政全体を見る中で当然そんなことについてもいずれ、将来的にそういった状態になった場合は、当然検討していくしかというのは思いますけども、当面の間、こういった状況で許されるならば教育委員会としては続けていってもらいたいという希望を申しあげたということでございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 私は、議会人の1人として、議会という意思決定機関の1人として、決算審査におるので、監査委員が施設管理費のことについてということで、特に学校のそういう形についての経費面も割と上がってきてる、比率も多くなってきてるという、そういうことを指摘しながら統廃合も検討してくれと。そしたら、そういうことも監査委員が指摘してるんですよ。そのことを踏まえて、これ決算、今、審査をやってるんです、議会としてね。だから、そういう希望的なじゃなくて、それにどのように対応するんやということで、また議員、その認定の審査をやっている議員がそういうことを指摘してるんですよ。

希望的にそないしてやらせてくださいとか、そういう答弁をするようじゃ、教育委員会を呼んでくださいと、私は言いたい。教育委員会の皆に、監査委員がこう言うてるからこれらを検討しましょう、検証しましょうと言うてこそ、教育委員会の事務を担当してる教育長の答弁じゃないんですか。

だから、もうぜひとも教育委員会に持ち込んで、今、5年たってる、監査委員からもこういう指摘を受けてる。なにも教育委員会には何も言うてないことないでしょう。監査委員ですよ。全体の財政的なことも見ながら話をしてるんですよ。そのむすびに書

いているんです。施設の管理費用についてということで。特にいろいろな施設の無駄な施設をどうしようとおっしゃってる。そしたら、当然、その意見書に基づいて議員が、その決算の審査をしてる委員がこういうことを検討してくださいと言うてるのに、希望的にそれはする必要がないと。それではちょっと教育長としての姿勢には、ちょっと私は疑問を感じます。そのことを申しあげておきます。

それと、ちょっと教えてもらいたいんですけど、277ページ、中学校のほうは286ページですけども、給食費にこれは助成しておられるというのは、私も平成元年に小学校のPTAの会長をしていて、いろいろ給食問題について、教育委員会とも議論をさせてもらったのでわかってますねんけど。

今、町からの負担として16円26銭ですか、1食当たりということで。それで、PTAのほうは1か月いくらという給食費の徴収の仕方をされてると思いますが、これ、1食当たりという計算で出しておられるので、その給食の材料を仕入れるための年間、1か月何ぼというふうにPTAからは集めておられると思うんですけど。

そしたら、この1食当たりということの計算とちょっと違ってくるのかなと思って、表現の仕方がこれでいいのかなというふうな疑問があるねんけどね、ちょっとそれについてはどうなんですかね。

○嶋田委員長 山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 ご質問の給食費の援助に関してでございますが、これにつきましては、牛乳がございます。それに対する補助でございますが、正確な表現をすれば、この値ということになるわけでございますが、給食全体としてとらまえてますので1食という表現にさせていただきます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、実際、年間150回でも、150回給食があったから、150掛けるこれやと、1食当たりで。それで児童の数、生徒の数に掛けて補助をしておられるのか、いや、もうそんなん大体、そういう今までの例えば何十万円という形を出してるんやということで精算されているのか、そこまでシビアにやってないんだというんだったらやってないでそれで結構やねんけどね。確か、児童生徒の保護者には1食当たりという積上げじゃなくて1か月当たり何ぼということやったと思うんですが、それは間違いないですかね。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 小野委員もPTAをされたわけですから、PTAだより、必ず各小学校とか

私どもも届きます。ここには必ず給食の明細は1食十六円二十何ぼという補助と。

今回の南中学校を見てたら、二百何日掛ける16円のものとして、それで生徒が払ってる金額と引いたそういう図式も出てたような感じもいたしますから、PTAの広報ですか、PTAの広報には必ず書いています。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 町長、そうして言うてもらうのはあれやねんけどね。結局、斑鳩小学校の会長をしてるときに、給食費の値上げとかいうて教育委員会ともいろいろな議論をしたことがあります。私としては、それを載せようとしたのは、結局、保護者に見てみたら給食の材料代は全て自分らが負担してるんだというような感覚でおられたから、町としても1食当たりこれだけの補助をいただいていますよということで、毎年初めのPTAのところに給食費の組み立てとして町からもこれだけ補助してますと、皆だけのあれではないですよという意味で掲載するように、皆に諮ったんですよ。

ちょっとこの問題は別にそんなこだわることはないねけどね。ただ、これの1食当たりで書くより、いくらぐらいこう出してもうてるというほうがわかりやすいんじゃないかなと思ってね。その計算がどないしてしておられるのかなと、ちょっと疑問があったからね。

実施内容として1食当たり16円26銭。審査する者にとってみたら、そしたら町から給食にいくらぐらい出してるんやと、それは何食、小学校では何食あるから掛けるこれだけやねんというようなことまで書いてもらった方がいいのかなと、ちょっとそない思っただけで、別にまあ。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 今、ご指摘の、ページ数でいいますと小学校では277、中学校では286ページに給食費の助成という形で、その右の欄に、金額欄に、小学校、277ページは436万7,988円、これが助成の総額であります。中学校については286ページにありますように200万1,724円が中学校に、両中学校ですけども助成した総額であります。

おっしゃるように、学校の給食費、月単位で、小学校で4,200円、中学校で4,600円、これはもう材料費を賄うということでいただいているんですけども、1食当りにいたしますと、小学校で256円ぐらいなるんですよ。それプラス、1食当たり16円26銭ですので、小学校では272円ぐらいの、中学校はそれが1食当たり324円ぐらいのといったことで、大体6%か7%ぐらいの補助率になるのかなというふう

に思っています。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 補助率も言うてもらったからそれで、それぐらいやからどうなのかなという感じもしますので、それをちょっと知りたかったのです。

すみません、続けて、そしたら、委員長、進めさせてもらいます。

○嶋田委員長 はい、どうぞ。

○小野委員 292ページの野外活動センター利用の支援ということで、24年度は利用件数7件ということで。

初め、これを読んだときに、どういうことかなと思って、教育長の説明であそこを閉鎖したから野外活動、そういう体験活動をするグループに対して町外のそういう施設を利用するときに補助をしてるという説明を受けて、ああ、なるほどと思ったんですがね。

そしたら、その団体が町外のところを借りにいったその使用料に対しての補助をしておられるのか、その野外活動センターをする人数によってされてるのか、それはどういう基準を設けてあるんですか。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 この補助金につきましては、斑鳩町の青少年野外活動センターを廃止したときに新たに設けたものでございます。

補助金の額といたしましては、公共交通機関を利用した場合は、1人につき2,000円を限度とすると。貸し切りバス、レンタカーを利用した場合は、1台につき6万円を限度とすると。自家用自動車を利用した場合は、1台につき1,000円を限度とするということで、奈良県、国立曽爾野外活動センターを基準にして設けた額でございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 ということは、交通費を補助してると、そないして見たらいいんですか。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 町の野外センターがありましたときも、費用的には食事等はその各種団体でご用意いただいていたことから、交通費のみとさせていただいているところがあります。

施設使用料につきましても調べましたところ、ほとんどのところがかからないということ。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 当然、今、ちょっとよう控えなかったんやけど、公共交通機関を利用する場合とか、バスを利用する場合とかで、一応、限度額を設定しておられるのは、これはいろいろな基準を加味して出しておられることだと思うんですがね。今、自家用車を利用した場合はなんか1,000円とかいうような、ちょっと控え損なっている可能性もあるんですが、バスを利用した場合やったら6万円を限度とするとかいうことを聞かせてもらったんで、それらはどういう基準とかいうことでそういうふうな設定をされているのかね。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 この設定につきましては、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、国立曽爾の野外活動センター、一番奈良県で遠いと思われる野外活動センターを行っていただくのに、大体、バスで12万円ほどかかると、貸し切りバスで、それを2分の1ということで、自家用自動車につきましてもガソリン代、高速代等を入れてまして2分の1で1,000円ぐらいということでさせていただいている額でございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっとまあ、設定はそれしかできないかなと思うんですがね。ガソリン代はこれぐらいやからということでしたが、やはり、向こうまでの移動のあれも考えたら、ちょっとアンバランスがあるのかなと、今のところ感じてるということだけ申しあげておきます。

そしたら、続けてお願いします。

これは、もう先ほど同僚委員が質問されてた。

すみません。もう結構です。

○嶋田委員長 ほかにございますか。

小林委員。

○小林委員 先日、教育長のほうに通告みたいな形になってしまいましたけれども、性の教育について、衛生費のほうで子宮頸がんワクチンの予防接種やら乳がん検診の受診率、また、不育・不妊治療の実施状況などについてデータが上がってきてましたので、それについて担当課のほうとは、子宮頸がんワクチンの予防接種の実施について、5月ごろから副作用の関係で各種団体から問題提起がありまして、そういうデータを基に、もともと、そもそものワクチンの有効性と副作用を訴えてはる団体さんの数値の根拠について、担当課のほうにちょっと研究をしていただいたら、担当課のほうも公表している数

字ではなかなか事実確認というか、根拠がなかなかわかりにくいとおっしゃってましたのでね。じゃあ、担当課のほうに、そういう状況だったら、もうこれともと接種率が今後下がっていくんじゃないかというふうに、接種率が下がっていくんじゃないか。また、こういう女性がなかなか学校のとくに教えていただかなかった性の教育について、今後、担当課としてどういうふうに啓発活動をしていくねんというふうに協議させていただきまして、やっぱり欧米だったら、かかりつけの産科、婦人科がありますし、学校教育も充実してますし、教育が充実しているおかげで母親の意識も高いですし、先進国、予防医療のほうも進みますのでね。だから、先進国では、このワクチンの予防接種を受けなくても、がんの検診、アメリカで八十数%、ヨーロッパのほうでも80%に近い検診率があるからまだ大丈夫なんでしょうけれども、そういう日本の状況を踏まえて、担当課のほうでは女性に対する啓発活動はしっかりと行っていきますというふうな話をさせていただいたんですけれども、そうなってきましたら、教育、学校関係の女の子に対する知識の普及じゃないですけれども、こういう、今はいいかもしれないけれども、将来になったら、大人の女性になったら、また、変な話、40近くになってきたらこういう子宮の状態になりますよというふうな教育について、学校としてはどういうふうに、今の日本の状況をとらえてどういうふうにしていこうかと考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたいなというふうに考えています。

○嶋田委員長 山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 今のお尋ねのご質問でございますが、一般的には小中学校におきましては、自尊感情を高め、自分を大切にすることを育てる、違いを認め合いともに生きることができ、命の尊さを理解できることなどをテーマに、通常の保健の授業で教育を行っているところでございます。

さらに、平成24年度におきましては、思春期体験学習といたしまして、中学2年から3年生を対象に、医師と助産婦を講師に招き、講演会を実施いたしております。

25年度、本年度におきましては、性感染症について関心を持ち、疾病概念でありますとか、感染経路、予防方法についての正しい知識を学ぶことなどをテーマにいたしまして、同じく中学2年から3年生を対象に、医師と助産婦を講師に招き講演会を実施したところでございます。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 やはり、今までのような一般的な性教育もしていただいているとは思いますが、きょうも言わせていただきましたけど、43歳で妊娠をされてもやっぱり

50%の方が流産してしまう。また、データでは、37歳以降になったら急激に妊娠する率が下がってしまうとか、いろいろそういう踏み込んだこともやっぱり教えてあげないと、今の若い人たちは、医療が発達して何歳になっても産めるというふうに誤解されてる方も多数おられるみたいですので、やっぱりそういう知らなかったがゆえに子どもが欲しいと思ったときに産めなくなってしまう女性になるべく少なくなるように、やっぱり日本の教育もちょっと踏み込んでそういうことを教えていってもいいのかなというふうには考えてますので、ちょっと性の教育については、今後検討していただきたいなというふうに考えております。

続きまして、あと残り3点、質問させていただきます。

289ページの幼稚園のプールの改修についてなんですけれども、各小学校、各中学校のほうでは、プールの維持管理のほうで、衛生基準をしっかりと守るというふうに書いていただけてますけれども、各幼稚園も園児が多数利用するプールの衛生基準について、文科省が定める遊離残留塩素濃度の基準を守るための3園共通の認識というか、去年ちょっとお願いさせていただいたんですけれども、3園共通の認識というか、各園ばらばらにならないように、そういう対応ができるマニュアルなどをつくられているのか、どういう対応をされているのか、お伺いさせていただきます。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 幼稚園のプールは、小学校、中学校のように1回入れて循環させているという方式ではなくて、小さいということもありますけども、使う日の朝に入れてという、常に新鮮な水が入っているという状況ですので、残留塩素についても、あまり暑くなったときに入れたりもしますけど、測ったりしますけども、特に支障がないというふうに考えております。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 去年、保護者から声があって、ちょっと調査をしていただいたと思うんですけども、なかなか、日によってばらつきがあるなと僕も改めて思いましたので、そういう感覚によるマニュアルじゃなくて、ちょっとある程度の、教育長のほうから各3園について、今もおっしゃっていただいたように注意しなさいよと言っていただいたほうがいいのかと思います。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 ですから、一旦入れた水を何日も置いておくんじゃなくて、1回ごと、そのプールのその日ごとに入れかえしてますので、残留塩素についても特に心配はしてな

いといったことです。

昼間になって温度が上がってきて蒸発した分もあるので、それについては足したり、残留塩素はどうかという測ることはあるにしても、基本的には、みんな毎回、毎回入れかえてますので、特に心配はないということです。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 そういうふうに去年お聞きさせていただいて、上水道法ではまた最低レベルが0.1ミリグラム／リットルが残留塩素の濃度ですけれども、子どもたちが多数使用されるプールについてはもうちょっと高いはずなんです。文科省が言う指定数字については。それは、去年そういうふうに協議をさせていただいた中でもぎりぎりの数字もあったと思うんです。

そういうことについてもありましたので、ちょっと担当課として、今後、感覚によるマニュアルでやっていくのかどうか。保護者の方が、私たちが言うよりも保護者の方が心配されてそういうふうに調査してくださいというふうになりましたので、保護者の不安を払拭していただくためにも、今後、そのことについても考えていっていただきたいなというふうに、要望だけさせていただきます。

あと2つ、残り2点についてなんですけれども、292ページの、私も野外活動センターの利用の支援についてなんですけれども、今、説明いただきましたので、簡単にお聞きさせていただきますと、第4条の補助金の額について、3項目、今おっしゃっていただいたように、公共機関の2,000円、貸切バスの6万円、自家用車の1万円と3項目ありますけれども、ことし、確か3団体の方が申請されたと思います。3団体で7件の交付をされたということは、この3項目についてどの項目に7件が当てはまったのか、ちょっと、今後の参考に教えていただきたいというのが1つと、実際、24年度からこの新しい要綱が始まって、実際に利用された団体さんの感想というものをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 利用された団体の利用状況につきましては、バス借上料と自家用車を合わせての分と、それからレンタカー、それから公共交通費、それから自家用車代ということでの分もございます。それと、公共交通費だけのものもございます。それと、バス借上料の分だけのものもございます。そういうふうな状況であります。

それと、借りられた方の状況につきましては、この補助金によって今まで野外活動センター、町子連だけが利用されておった分ですけれども、ボーイスカウトとかガールスカ

ウトも新たにまたこの補助金を使うことができると助かるというご意見も賜っております。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 利用者の方々にとっては、この制度を利用される、今までは1団体だったのが2つ団体がふえたということですので、金額はさておき、いい要綱、住民さんのためにはなったのかなというふうに、今お聞かせいただいたんですけれども。

今、ふと思ったんですけれども、この1から3項目を組み合わせて、1回のおきに組み合わせて利用することはできるんですかね。1回につき、この3項目のうちの1つしか適用できないという。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 バスで行かれて、それにまた荷物とか帰りの緊急時の帰りの自家用車で行かれたときは、その分も1,000円交付させていただいております。

そういうような状況でございます。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 わかりました。ありがとうございます。

最後に、296ページの生涯学習推進事業活動の支援について、ちょっと教えていただきたいんですけれども、この申請件数と交付件数は同じ18でいいのかということと、また、この、18件ということですよ。これ、18事業をされているという認識でいいのか。また、24年度から名前が変わりましたが、23年度と同じ18事業ということは、もう同じ団体さんがずっと18事業をされているのか、新しい、24年度から始まって各自治会に広報とかされましたけれども、新しい新規参入はなかったのかについて。

また、ちょっと参考に、交付を受けている方々の何個かをちょっと、どういう具体的な、こういう事業をしてますという例をちょっと教えていただきたいと思います。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 生涯学習活動の補助金の件でございますねんけども、18団体ということで挙がっておりますねんけども、これにつきまして、今年度は1自治会が前年度からやめられて、1自治会が新たに参加されたという状況でございます。

それと、学習の内容でございますねんけども、みそづくりとか、健康体操とか、手芸教室とか、ガーデニング教室、それから書道、それから気功、太極拳、囲碁、将棋、生け花教室、ヨガ、詩吟教室等でございます。

○嶋田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

木澤委員。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、268ページ、成果報告書の268ページのところのスクールカウンセラーの配置なんですけども、23年度から24年度にかけて件数がふえておりまして、特に児童生徒からの相談件数が非常にふえているというのが気になったんですけども、相談の項目とかというのはどういった形のものになっているんでしょうかね。

○嶋田委員長 すぐ出ますか。よろしいですか。

山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 相談の内容でございしますが、本年度におきましては、本人にかかわる問題が14件、そして、不登校、登校しぶりが40件、人間関係、友人、保護者同士のものでございします、それが13件、進路についてが2件、異性問題が3件、家庭問題が5件といった内容になっております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ごめんなさい、不登校に関する相談は40件とおっしゃいましたか。

○嶋田委員長 山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 40件でございします。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ここに出てる件数で言いますと、児童生徒からの相談で37件というふうに出ているんですけども。

○嶋田委員長 山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 児童生徒37件にか。

ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告を申しあげたいと。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、また後ほどよろしくお願ひします。

そうしましたら、続きまして、小学校費、中学校費にまたがるんですけども、これまで予算のときにも繰り返し問題指摘をさせていただいてきました「なかま」の本の購入について、24年度については購入実績というのはどんな形になっているんでしょうか。

○嶋田委員長 山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 「なかま」につきましては、小学校については購入はなく、中学校

において34冊購入しています。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 その購入の考え方についても、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

○嶋田委員長 山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 平成21年度から、学校に保管して教材として、副読本として使うということになっておりまして、この34冊の購入につきましては、破れたり、汚損したり、そういった補充、買い替えのために今後購入していくということになっております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 もともと1学年全体に配付をするという形で、県費と町費と半々で購入して配っておられたところを、いろいろ指摘もいたしまして、1学年で何十冊かということ、その一定数を確保するという形でこれまで購入するというふうに改善はされてきているものの、やはり私は、特定の団体の発行するこうした本について、改善はされたものの、今後も、今、課長がおっしゃったように買っていかれるというふうに考えてはることについては、私は改めるべきではないかなというふうに思っていますので、指摘しておきたいというふうに思います。

そうしましたら、続いて、成果報告書の274ページの小学校講師の配置のところ、これ、不用額の24ページのところに小学校臨時講師の雇用実績の見込みを下回ったということで不用額が出ているんですけども、この関係について、どういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

○嶋田委員長 山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 24年度町費臨時講師9人を採用いたしております。そのうち3名については担任を持たせる予定でございました。しかし、県費による教員が配当となりましたことから、町費臨時講師の担任を3人から2人にすることができたということになりました。

担任を持った場合の賃金と、担任を持たない場合の賃金差がございますので、この分が不用額となったものでございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 体制としては先ほど話も出ていましたけど、30人学級の体制についてはきちっととっていただいているということで、県から派遣の講師との担任を持つようという関係がありますので、その差額が出たということで、理解をしておきたいと思

ます。

次に、277ページの学校プールの運営のところなんですけども、これも小学校、中学校どちらも学校プールの運営をされていますけども、先日、小学校にお子さんを持つお母さんのほうから、小学校のプール、授業の中でのプールの日数が最近なんか非常に少なくなっているんやという話をお聞きしまして、梅雨時期とかぶって雨があると、年間でほんまに数えるほどしかプールの日数がなかったという話をちょっとお聞きしたんです。

実際に、1年間でどれぐらいプールの授業というのが開催されているのかということと、あわせて、夏休みにもプールを開放されているかなというふうに思いますので、ちょっとその実態についてお尋ねをしたいと思います。

○嶋田委員長 山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 小学校費については、学校ごとにご報告させていただきます。

斑鳩小学校におきましては、1学期6月17日から7月17日、授業の予定日数は20日でございます。実施いたしましたのはそのうち16日でございます。

西小学校につきましては、6月10日から7月17日、授業の予定日数が23日で、実施日が22日。

斑鳩東小学校につきましては、6月10日から7月5日、授業の予定日数が20日で、実施できたのが17日でございます。

夏休みの間でございますが、斑鳩小学校におきましては7月22日から7月26日、5日間実施しております。

斑鳩西小学校におきましては、7月22日から7月26日、4日間。実施した日はそのうち3日でございます。

東小学校につきましては、耐震工事のため、本年度は使用を停止いたしております。

中学校におきましては、斑鳩中学校につきましては、6月17日から7月17日の23日間で、実施できたのが23日間。

南中学校につきましては、7月1日から7月17日で、授業予定日数が13日間、実施日が13日ということになっております。

中学校につきましては、クラブ活動がある関係上、開放といったことは行っておりません。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 小学校のほうでは、私が思っていたよりも結構開催はできているなというふ

うに感じましたので、あまり日数が減ってしまってきちっと泳ぎを覚えることができないというような子どもが出てしまっただけは困るなどちょっと心配はしたんですけど、そういうことではないのかなというふうに感じましたが、中学校はこれ、2校あるうち、13日と23日と、開催日数がちょっと大きく開いていると思うんですけど、これはどういう関係なんでしょうか。

○嶋田委員長 山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 体育のカリキュラムがそれぞれ学校によって若干の差がございますので、南中学校においては少ないと。その間、プール以外の体育の授業も当然、その全体の量としてはございますので、プールの授業をやるかやらないか、そのバランスだけの問題です。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 その辺は学校の先生が決めることですので、子どもたちの状況を見ながらまた配慮していただいているのかなというふうに思いますが、授業日数が少な過ぎて泳げない子が出るということではないというふうに理解をしておきます。

続いて、成果報告書の312ページのところで、健民運動場について項目を挙げていただけてますけども、これはちょっとお願いなんですけども、健民グラウンドの、ボールが外に飛んでいかないように上のほうまでネットを張っていただいていると思うんですけども、そのネットを張っていただいている一番下の部分がワイヤーで固定されているんですけども、そのワイヤーの高さが、言うたらちょうど人の頭のところにくる高さになっていまして、いろいろスポーツ団体の方から、あれは何とかしてもらえないのかなということで声を聞いているんです。ネットを修繕するとか、そういった際に合わせて高さが調整できるものであれば、頭の位置に当たらないように逆に低くするとか、また、高くするとかいう形で調整していただきたいと思っておりますので、お願いしておきたいと思っております。

以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 私も292ページの野外活動センターの利用。今まで答弁を聞かせていただいて、わかるところはわかった、ちょっと私もお聞きしたいところがありますので、お願いいたします。

まず、今回、3団体が7回使われたということなんですけど、一応、どちらのほうに。

曾爾高原といいますか、国立の。それが一応目安で金額を出していただいているというのはわかりますが、実際、どちらのほうに行っていたんですかね。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 行き先につきましては、奈良県立野外活動センター、吐山ですね。それとか和歌山県立白崎青少年の家、下北山スポーツ公園、大阪市立伊賀青少年野外活動センター、それから、ボーイスカウト奈良県連盟山村野営場、これは奈良市にございます。それからあと、奥越高原青少年自然の家、国立曾爾青少年自然の家ということの7件でございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 一応、曾爾ということの金額ですが、これまあ和歌山とか、それは行かざるの自由やと。まあ言えば曾爾までの分で考えていると。いざ、やっぱりいろいろなところへ行かれてる。ということは、補助とすれば非常に厳しい、その方たちにとったら厳しい金額になってしまってるのかなと。

ほんでこれ、実際、細かく、これ7回ぐらいですので、どのような感じ、またバスが多かったのか、自家用車が多かったのか、ちょっとそのあたり細かくわかれば教えていただきたいんですが。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 吐山へ行かれたのはバスと自家用車でございます。それと、和歌山県立白崎青少年の家はレンタカーと公共交通機関と自家用車でございます。それから、下北山スポーツ公園につきましては公共交通機関でございます。大阪市立伊賀青少年野外活動センターにつきましても、これは公共交通機関と貸切バスでございます。それからボーイスカウト奈良県連盟山村野営場につきましては公共交通機関でございます。それから、奥越高原青少年自然の家につきましては、バス借上げでございます。それから国立青少年自然の家につきましては、貸切バスと緊急用の自動車ということでございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 その行く場所によって工夫をしていただいているなど、今の答弁をお聞きしましてそんな感じがして、できるだけうまく補助の要綱といいますか、それを利用して使っておられるなど。

今後、いろいろなところに行かれる、その中でやっぱり今の補助の内容では厳しいということになったときには、また柔軟に考えていただければと、ちょっと私、思います

ので、またそのときはお願いいたします。

続きまして、304ページの図書館の、特に公民館のほうを見せていただきますと、西公民館というのは、私、近くに、比較的近くにあるんですが、非常に本を借りに行かれる方が、どうしてもいかるがホールの図書館から遠いんで、非常に多いんですね。

ほんで、今回これを見せていただくと、上の段でもこれ、本の数が減っていると。ふやしてはいただいておりますねんけど、トータルとしてはちょっと減っているというような格好で、これ、利用者を見ますと2人に1人は本を借りに行かれるような感じに、296ページを見ますとそんな感じにもなっていますので、そのあたり、西公民館のスペースと本の管理といったら、これやっぱり難しいんでしょうか。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 この蔵書の減につきましては、ただいま、公民館の図書室の本がかなり古い本が多くございます。それを除籍しまして、また新しく更新するという事で、除籍作業を先にさせていただいて、今また新しい本を、図書館にある本を持っていくという作業を進めておるところでございますので、また元に戻っていくものということで考えていただけたらと思います。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 どうしてもいかるがホールまでには行こうと思っても行きにくいという方が非常に多くおられて、本の好きな方が非常に多いという状況がありますので、そのあたり、ちょっとよろしくお願ひしたいと。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 今、各公民館にもやっぱり書籍の蔵書差があるんですけども、実際問題、この公民館に目的の本がなかったも、ほかの図書館にあたりですとかいろいろあるんです。それをお互いに連絡し合いもって、あいてたらすぐに取り寄せてまたお貸しするといったこともございますので、そういった利用の方法もございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 確かに、それも聞いてますねん。取り寄せてもらうんやと。そうやけどあれ、住民が簡単に、まあ言えはいかるがホールにこの本があるとか、やっぱり実際こう本が並んでたらわかりやすいですねんけど、そのあたりがどうかと。もう、あそこにあるのがわかってて、それを話に聞いて、申し込んで取り寄せてもらっているというのは聞いてますねんけど、その辺の利用はまたしにくいようにもちょっと聞くんですけど、そ

のあたりはどうか。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 実際問題ですね、その図書館に蔵書として置いてあった書籍であっても、たまたまその期間貸し出しされてたらないということもございますので、そういったときにもやっぱり館員がおりますので、気軽にお声掛けいただいて状況について確認していただく中で、自分が直接しなくても担当がおりますので、依頼されたらいいのかなというような、そういったことも含めてそういう説明書き等々についてももっと親切にさせてもらったら、努力させてもらうということで、ご理解を賜りたいと思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 先ほどから野外活動の交通費の補助ということで、いろいろ同僚委員も質問されてましたけど、その中で自家用車1,000円とかいうような、ガソリン代から算定したんですかね。いろいろな質問の中でレンタカーということが出てきたんですけどね、レンタカーの場合は、それはレンタカーを借り上げる費用の半分までは補助しておられるのか、いや、もう自家用車と同じでガソリン代だけしてるのか、ちょっと確認させてください。

○嶋田委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 レンタカーの場合につきましては、貸切バスと同じように借りられた料金につきましてはの2分の1を補助させていただいております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 いろいろこれ質問してますが、要綱にはきちっとそれを書いてあるということだと思んですが、私は勉強不足で申しわけないけど。だから、いろいろなことでまた委員のほうからも質問が出るということは、その要綱の見直し、金額の設定は曾爾高原までの費用ということで、公共交通機関の、そういうのを参考にされてるということもわかったんですが、今までの実績で、やはりそれが曾爾高原が妥当なのかということもやはりまた検証してもらって、要綱の変更なりを弾力的に行ってもらいたいなど。住民が行くのにやはりもう少し欲しいと、また要らないときもあると思うんですね。ガソリン代が1,000円もいかないところもまた出てくるやろうし、そういう不公平ができるだけ、きちっと不公平ないかとか、実際使った金額で弾かなければいけないんやけど、1つの基準としてつくっていくのには、やはり1回固定してしまったものは、何年かしたら実績で検証してもらいたいなど、そのように思います。それらのこともやって

いただくようお願いしておきます。

それと、続いていきます。

先ほど、きのうか、ISOに関連してこの役場庁舎の全面禁煙をということで提案したんですがね。

教育長にお聞きしたいんですが、ISOの目標施設19施設の中に、公民館とかそういうものは含まれてるんですかね。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 将来目標の中には含まれております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 これは財団のほうですが、いかるがホールも館内禁煙ということですが、今まででしたら分煙という形をとっておられたんですが、館内禁煙でということ、同じような性質というんですか、公民館という形もやはり今、分煙の状態だと思いますねん。庁舎にも全面禁煙ということを検討してくれということをお願いしてますので、管理者としてどう思っておられます。公民館にはやはり今の状態がいいと思われるのか、やはり全面禁煙の方向も検討していくとおっしゃるのか、どうですか。

○嶋田委員長 清水教育長。

○清水教育長 私一人の一存で決められる話でもないんですけども、やっぱり役場庁舎なりそういった方向でされるということになれば、当然、私どもの管理施設について、ただ、役場も一般の方々がたくさんお見えになるわけでありまして、公民館とかそういった施設にも主にそういった一般のお客様が多いと、利用される中で、そうしたことが完全にできるのかどうかも含めて、今後の検討課題にはなるのかというふうには思っております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 一般の方が来られる公共施設である以上、また、ISOの目標としていきたいところへ町としての19施設の中にそれが入ってるということになるんだったら、吸わはる人のいろいろな議論とか、いろいろな意見もちょっと参考というか、しっかりと聞いていただいて館内禁煙という方向で検討をしていただきたいと、そのように申しあげておきます。

以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

先ほどのスクールカウンセラーの相談内容について、いけますか。

山崎教委総務課長。

○山崎教委総務課長 施策の成果 268 ページのスクールカウンセラー事業費の中のスクールカウンセラーの配置、相談件数の合計の欄で、児童生徒 37 件の内訳でございます。

本人にかかわる問題が 3、不登校・登校しぶりが 12、人間関係が 10、進路が 2、家庭の問題が 1、感情のコントロールが 9 件でございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 不登校の関係がその中でも結構多いほうなのかなということで、実際に不登校になっている数というのは何名かおられたけども、ここまでの数ではなかったというふうには思いますが、やっぱりそういうふうに悩んでいる子が多いということについては、教育委員会のほうとしても対処方のほうですね、慎重で丁寧なほうをお願いしておきたいと思います。

○嶋田委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 ないようですので、第 9 款教育費についての質疑を終結いたします。

これをもって、教育委員会所管に係る決算審査を終わります。

以上をもちまして、当委員会に付託されました一般会計及び各特別会計の決算の審査を終わります。

審査結果について取りまとめのため、14 時 40 分まで休憩いたします。

(午後 2 時 18 分 休憩)

(午後 2 時 40 分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

認定第 3 号 平成 24 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本案を認定することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

○木澤委員 それでは、認定第 3 号 平成 24 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

平成 24 年度については、予算の段階から問題点を指摘し、反対の立場を表明してきました。

こうした中で、予算審査で指摘した問題点が改善されているのかという点や、また、費用対効果の面や、住民の声にこたえる形で予算が執行されているかという点を中心に審査を行いました。

それでは、改善が必要だと思われる点や、問題点について申し上げます。

まず1点目は、住民窓口の充実という点で、現在、西公民館、東公民館、総合保健福祉会館で、住民票等が受け取れるサービスを実施していただいておりますが、以前郵便局でサービスを行っていた平成20年度の実績が364件であったのに対し、平成24年度では83件と、4分の1以下になっています。以前のように郵便局でのサービスに切りかえるべきではとの問いに対し、1件当たりの費用がかかるから現在のところ切りかえは考えていないとのことでした。確かに、また設備を移すということについては一定の費用がかかりますが、発行にかかる経費は過去の実績で見ても年間6万円程度のものであり、町の予算からしても大きな負担になるとは思えません。それよりも、住民の利便性を重視するべきではないでしょうか。

一度変更したものをまた元に戻すということは、二度手間で見無駄なことかと思われるかもしれませんが、やってみないとわからないこともあると思います。遠回りではありますが、将来的な視野で見たときに、必要なことだったと住民の皆さんも理解をしてくれると思います。

次に、2点目は、職員の働き方や待遇の問題です。予算審査のときに職員の残業時間が過労死ラインを大きく超えていると指摘をいたしました。その後も職員の数はふえておらず、過酷な労働状況が改善はされておられません。それどころか、今年度は職員の夏季休暇を3日から2日に減らし、組合が合意もしていないのに一方的に押しつけるというやり方が強行されました。この点については職員組合から厳しい抗議の声が上がっています。

また、以前に臨時職員の賃金が10%カットされ、ボーナスが大きく減らされた問題では他の委員からも元に戻すべきとの声があり、時給については改善されたものの、ボーナスについてはいまだに元には戻っていません。

こうした職員の働き方や待遇の問題では、常に町長のトップダウンによる傾向が強く見られ、私は長期政権の一番の弊害だと考えています。もっと周りの管理職の皆さんともよく相談をし、一般職員の皆さんの声を聞くべきです。

斑鳩町は県下でも高い水準の行政サービスを維持しており、職員の皆さんも住民のためにと日々頑張っていただいておりますが、こうしたことが続くと、職員の士気の低下や、

また、身体的、精神的に異常を来し働けなくなってしまうのではないかと、将来的には住民サービスの低下につながるのではないかと心配をしています。

この点については、副町長のほうから、減り過ぎた職員数の改善や、臨時職員のボーナスについても、職員の頑張りに対してこたえていきたいと思っているという答弁がありました。この点については、答弁していただいた中身が形となって示されるのかどうか、今年度の状況や来年度の予算審査などでまた確認をさせていただきたいと思います。

次に、3点目は県の解放保育研究集会に、毎年、公費で職員を派遣している問題です。

過去にその集会で配られた資料を見ますと、部落解放運動は差別されている大衆の要求を中心に団結して戦うという集団主義の思想に基づく運動であり、子どもたちを集団主義の思想を身につけた運動の担い手に育てなければならないなど、特定のイデオロギーを子どもたちに身につけさせることを目的として行われているものであり、こうした集会に毎年町の職員を派遣していることについては問題があると思いますし、住民からも理解されないと考えます。

次に、4点目は、学童保育の問題です。

今回もまた議論が平行線となりましたが、保護者には早く帰ってきてもらい、子どもと過ごす時間をつくってほしいという町長の思いはよくわかりますし、そうすることが子どもにとってもよりよいことだと、私も思います。しかし、現在の社会情勢では、早く帰りたくても帰れない、また、それをやろうと思ったら働けなくなってしまうという雇用状況がまだまだあります。しかし、生計を立てていくためには働かなければならず、どうしても仕事を優先せざるを得ません。さらに、身近に子どもを預かってくれるような肉親や知り合いもないので助けてほしいという声があります。こうした声にこたえ、学童保育の時間延長が必要だと考えます。

今回、お隣の平群町が実施している学童保育の運営について、夕食は提供していないという点と、指導員は有資格者ではない方も採用しているということがわかりました。担当課から示されている夕食の提供と指導員の確保という具体的な2つの課題について、打開策を研究するとともに、引き続き施策の必要性に対する理解を強く求めておきたいと思います。

さらに、平成24年度では、たつた保育園で給食の調理洗浄業務が民間委託された点や、「なかま」の本が中学校で34冊の購入が行われた点についても、この点について予算の段階から指摘をしてきましたが、問題があると考えています。

また、パークウェイについては、今後、県道大和高田斑鳩線から東側へ、当初からの

全体計画に基づいて推進をしていくとのことですが、住宅密集地であり、当該地域の自治会が強く反対されており、現実性に乏しい点や住民合意がないという点から、計画の変更が必要だということを指摘しておきたいと思います。

以上、改善が必要だと思われる点や主な問題点について述べさせていただきました。

また、審査を通じて評価できる点があったことについても、あわせて申しあげておきたいと思います。

以上で、認定第3号 平成24年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定に対する私の反対意見とさせていただきます。

○嶋田委員長 次に、本案を認定することに賛成の方の意見を求めます。

伴委員。

○伴委員 認定第3号 平成24年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を申しあげさせていただきます。

平成24年度一般会計歳入歳出決算の中身を見ますと、単年度収支では7,101万8千円の赤字となっているものの、これは町債の発行抑制、土地開発基金用地取得などに取り組みられた結果であり、実質収支では5億6,273万6千円の黒字となっています。

さらに、財政健全化判断比率では、引き続き4指標全てが早期健全化団体となる基準を大きく下回っており、健全な財政を維持していると思われます。

今後においても、より一層の財政健全化を図りながら、社会経済の動向や住民の皆さまのニーズに沿った柔軟な町行政の運営に引き続き努力されることを強く期待し、私の賛成意見とさせていただきます。

委員の皆さまのご賛同をお願いします。

以上です。

○嶋田委員長 本案については賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○嶋田委員長 賛成多数であります。

よって、認定第3号 平成24年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認

定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本案を認定することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

○木澤委員 それでは、認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

平成24年度では、第5期の介護保険事業計画の策定に当たり、介護保険料の改定が

行われました。

もともと平均4,000円であった保険料が4,891円と大幅に値上がりし、被保険者の方から驚きとともに怒りの声がたくさん寄せられました。

また、時期を同じくして、後期高齢者医療制度の保険料も値上げとなり、75歳以上の高齢者にとっては二重の負担増となったことも大きな問題だと考えます。

こうした負担増が続く中、町は24年度で保険料の段階区分を12段階から14段階に広げ低所得者対策を行うとともに、さらには介護保険給付準備基金の取崩しと合わせ、県の財政安定化基金の町の取崩し分についても、保険料の高騰を少しでも防ぐために活用した点については、一定評価をさせていただいています。

しかし、それでも被保険者にとって、この値上げは受け入れがたいものであり、予算の段階からこうした問題を指摘し、反対の立場をとらせていただきました。

今後、この介護保険制度については、国のほうで社会保障改革プログラム法案によってさらなる制度の改悪が行われようとしています。先の質問でも申しあげましたように、国の動向を見きわめ、早い段階から対策を研究していただくとともに、町の裁量として住民の皆さんのためにできる限りの対応をお願いいたしまして、私の反対意見とさせていただきます。

○嶋田委員長 次に、本案を認定することに賛成の方の意見を求めます。

小林委員。

○小林委員 認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申し述べます。

平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計につきましては、第5期介護保険事業計画に基づいて保険運営がされているものであります。決算における歳入歳出の差において、実質黒字ということで翌年度に繰り越しをされておりますが、これは平成24年度について計画期間における初年度あることから考えますと当然のことです。町のほうといたしましても、区分の拡大、基金の算入など、いろいろしていただきました。そういう結果でもあると考えております。

そういうことから、適切な保険料の賦課が行われてきているものとも推測できるものであります。

また、保険給付の実績につきましては、計画の約95%と、事業計画の範囲内かつ計画値に近い給付量となっており、また、地域支援事業における介護予防事業につきましても、特に予防が必要とされる二次予防事業対象者の利用がふえてきていることから、

そういうことから適切な保険運営がされているものと考えます。

このようなことから、平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計決算につきましては、賛成をするものであります。

委員皆さまのご賛同をよろしくお願いをいたします。

○嶋田委員長 本案については賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○嶋田委員長 賛成多数であります。

よって、認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本案を認定することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

○木澤委員 それでは、認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この後期高齢者医療制度については、これまでも年齢によって医療が差別される制度であり、制度が設立される当初から反対するとともに、この制度自体廃止にするべきだと主張をしてきました。

また、この制度では、2年ごとに保険料の改定が行われ、高齢化が進み、医療費がかさむほど保険料の高騰となって被保険者にはね返ってくるというシステムに問題があるとして、保険料の値上げが行われるときには予算、決算ともに反対の態度をとってきました。

今回、町長の答弁の中で、今、民主党政権からさらに自民政権に変わり、もともと制度自体、廃止の方向が見えていたのが、残念ながらその方向が見えなくなってしまったということについては非常に悔しい思いであります。

しかし、引き続き、この制度の廃止を求めて頑張っていきたいというふうに思っています。

平成24年度では、先ほども述べましたように保険料の改定が行われ、これまで年平

均6万4,209円であった保険料が6万9,961円と、5,752円、8.96%の値上げとなりました。また、こうした値上げとあわせて年金給付の削減などが行われ、高齢者いじめの政治が続くもとで、もはや生活していけないと悲痛の声が上がっており、被保険者にとってこの保険料の値上げについては受け入れがたいものであります。

こうした問題の根本原因は国にあり、斑鳩町として独自に対応できるものではないということは理解していますが、住民の立場で考えたときに賛成できるものではないと考え、以上のことから認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については反対の立場であるということを申しあげまして、私の反対意見とさせていただきます。

○嶋田委員長 次に、本案を認定することに賛成の方の意見を求めます。

坂口委員。

○坂口委員 認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申し述べます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律により、全国統一的に運営されている制度であります。運営主体は県内の全市町村が加入する奈良県後期高齢者医療広域連合で、資格の管理や保険料率の決定、医療の給付を行っており、市町村は法令の規定により特別会計を設置し、保険料の徴収事務、その他各種申請の受付や保険証の引き渡しなどを行うこととなっております。

町におかれても、法令に従って町民の最も身近な窓口として、この制度の円滑な運営に努められているところであり、また、会計の執行に当たっても適正に処理されていることが認められるものと考えておりますことから、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、特段に反対する理由もなく、賛成するものであります。

委員皆さまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○嶋田委員長 本案については賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○嶋田委員長 賛成多数であります。

よって、認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました決算認定に係る議案の審査は全て終

了いたしました。

なお、当委員会の審査結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それではそのように取り計らってまいります。

それでは、閉会に当たり町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 委員の皆さんには、本会議から付託されました9月9日月曜日の9時から、本日の3時まで、終始熱心にご審議いただきまして、本当にありがとうございます。

活発なご意見等をいただく中で、平成26年に向かっていろいろな関係から整理をしていきたいと思っております。

その中でも、皆さん方の意見の中で出た中では、いかるがパークウェイについては、高田斑鳩線から東については路線の変更等をおっしゃってますように、そうすると早く三室交差点から高田斑鳩へ貫通をしてほしいというような期待もございますので、できるだけやっぱりそれらについては努力をしてまいりたいと思っておりますし、そういう形で日々、委員の皆さま方にも今後ともひとつご協力のほど、お願いしたいと思っております。

また、いろいろとそういう教育委員会の関係では野外活動センターの問題とか、いろいろな問題が出ております。そういうことについても、いろいろと整理をしながら頑張っていて、いろいろなご意見等について精査をしながら26年度の関係等についてかかっていると思います。

3日間の関係等については、嶋田委員長を初め、伴副委員長の、そして委員の皆さま方のご努力で全て認定をいただけて、心から厚くお礼申しあげまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○嶋田委員長 皆さんには、3日間にわたり熱心に審査を賜り、まことにありがとうございました。

これをもって、一般会計及び各特別会計の決算審査を終了いたします。

これをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでございました。

(午後 3時 3分 閉会)

